

午前10時30分開会

○桜井委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから環境まちづくり委員会を開会いたします。連日ご苦労さまでございます。

毎回お伝えしておりますが、傍聴者の方にご案内を申し上げます。当委員会では撮影、録音及び通話は認められておりません。また、メールのやり取りなど、パソコン及びスマートフォンなどの電子機器の使用も認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

欠席届は特に出しておりません。

本日の日程をご確認いただきたいと思います。この日程のとおり進めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、進めさせていただきます。

それでは、日程1、陳情審査に入ります。

初めに、新たに当委員会へ送付された陳情、送付8-1、令和8年4月施行予定の道路交通法改正を踏まえた千代田区内（特に靖国通り）における自転車通行環境整備等に関する陳情です。

陳情の朗読は省略をいたします。

併せて、2番目の報告事項の（1）のところに千代田区自転車活用推進計画の策定についての報告を予定いたしております。陳情に関連しますので、併せて執行機関からの説明をいただきたいと思います。

それでは、陳情審査に入ります。

○神原環境まちづくり総務課長 それでは、陳情審査に関連します千代田区自転車活用推進計画の策定について報告させていただきます。資料のほうはデータの02、環境まちづくり部資料1-1をご覧ください。はじめに、計画素案に対するパブリックコメントの結果についてです。

昨年11月7日の当委員会への報告後、計画素案のパブリックコメントを実施しました。期間は令和7年11月20日から12月4日までの2週間、公募の周知方法は広報千代田や区ホームページ、SNSにより行いました。計画素案の閲覧は区のホームページや区役所本庁舎などでも行いました。意見の提出件数は10件、意見提出者は全員区内に住所を有する方からのもので、意見数は20件となっております。

いただきましたご意見につきましては、データファイルの03、環境まちづくり部資料1-2をご覧ください。寄せられたご意見を見ますと、路上駐車問題・取締り強化、自転車走行空間の構造的な分離・整備、電動キックボードやモペットの安全対策、歩行者・自転車の安全ルール啓発、子育て世代・児童向け施策、駐輪環境の整備といった主に六つのテーマによるものでございました。

具体的な意見と区の対応でございます。自転車走行空間の整備に関する主な意見といたしましては、左に書いてあるNo.1のところでございますが、自転車専用通行帯への違法駐停車が横行しており危険、車道上のマーキングだけでは不十分、構造的に分離された自転車専用空間が必要。また、2番では、神田地区など一方通行道路では路上駐車により正面衝突の危険がある。区の対応といたしましては、今後整備する路線については、路上駐停車

が、塞がれないような構造の検討を進めてまいりたいと。一方通行の路線については、自転車道の可能性も含めて検討していく。路上駐車対策は警視庁と連携して取り組んでまいります。

次に、電動キックボードに関する主な意見でございます。3番になります。本編52ページの電動キックボード普及状況データが、2019年時点で古過ぎる。7番のご意見のところで、違法モペットの歩道走行や信号無視が危険。また、9番のご意見のところで、パリやオーストラリアで禁止されている事例があり、最新情報を反映するべき。区の対応といたしましては、ご意見を踏まえまして、本編の52ページ、53ページの電動キックボード事例を2025年時点の情報に更新しております。また、新たなモビリティ利用者向けの取組やルール周知を推進してまいります。

次に、子育て世代・児童向け施策に対する主な意見、5番になります。子どもが自転車に乗れるようになるための施策が見当たらない。区内に自転車練習場がなく不便。学校の校庭の開放や子ども用自転車の貸出しを要望。パレスサイクリングの自転車教室は高倍率で申込みが困難。区の対応といたしましては、子どもの練習場の確保は課題として認識しており、関係機関と調整してまいります。また、パレスサイクリングの自転車貸出し等については主催者と連携。こちらのほうは新たに本編のほうに追記いたしました。

次に、歩道での自転車マナーに対する主な意見、8番のご意見になります。神田エリアで歩道を自転車で走行し、歩行者にベルを鳴らす人が多い。歩道は歩行者優先という原則を区からアナウンスしてほしい。区の対応といたしましては、走行ルール・マナーの周知啓発と、自転車走行空間の環境整備を警察等と連携して取り組んでまいります。

次に、駐輪場の整備に関する主な意見、意見としては10番になります。通勤、買物時に利用できる駐輪場を増やしてもらいたい。区の対応といたしましては、区内の駐輪需要を踏まえた適正な台数及び配置で、周辺環境にも配慮した駐輪場の整備を進めてまいります。

以上がパブリックコメントの概要になりますが、今回のパブリックコメントを通じて、区民の皆様から安全な自転車走行環境の整備や路上駐車対策の強化に対する高い関心が示されております。区の対応といたしましては、反映区分Cということで既に計画に反映されているものが多くありましたが、本計画の方向性自体はおおむね区民の皆様のご意見が共通していることが確認できたと考えております。一方で、電動キックボードの情報の更新や子どもの自転車練習に対する記述の追記など、具体的にご意見を計画に反映させていただいております。今後も区民の皆様のご意見を踏まえながら、安全で快適な自転車利用環境の実現に向けて取り組んでまいります。

以上がパブリックコメントの結果のご報告となります。

続きまして、新たに送付された陳情、送付8-1についてです。陳情者から申入れがあった事項は3点ございます。1、令和8年4月施行予定の道路法の改正を踏まえ、区における自転車通行環境の現状と課題について調査・整理すること。2、都道である靖国通りについて、都及び警視庁に対し、自転車専用ゾーン等の整備、時間帯別・区間別の柔軟な交通運用、当面の取締り運用に関する周知・啓発などを求める意見書、または要望書を提出すること。3、自転車利用者、歩行者、自動車利用者の安全が確保されるよう、法改正に合わせた段階的かつ現実的な対策を講じるよう、関係機関と連続的に協議すること。こ

の3点になります。

区ではこれまで自転車の安全で快適な走行環境の整備や交通安全啓発等を総合的に施策を推進するため、千代田区自転車活用推進計画の策定に取り組んでまいりました。陳情の1点目にあります法改正を踏まえた現状、課題整理につきましては、計画策定の過程の中で、区民アンケートの実施や区内の交通調査、学識経験者や公募区民、地域関係者、交通道路管理者、鉄道事業者、自転車関連団体による協議会を通じ、まとめてまいりました。

環境まちづくり部の、本日、資料1-4で計画の本編をお示しさせていただいております。こちらの17ページから56ページにも掲載させていただいております。ボリューム感がございますので、簡単に要約させていただきますと、千代田区では昼間人口が多く、来訪者を含めた対応が不可欠である一方、走行空間や駐輪環境の不足、放置自転車の多さが課題となっております。自転車の事故は減少傾向にあるものの、対歩行者の事故の割合が高く、ルールやマナーの遵守が十分とは言えない状況も見受けられます。加えて、観光、防災、新たなモビリティへの対応など、多様な利用場面を見据えた安全で快適な自転車利用環境の整備が求められているものと整理をしております。

また、3点目の段階的、現実的な対策と継続協議につきましては、自転車利用者、歩行者、自動車利用者の安全確保のためには、急激な変更ではなく、実態に即した段階的な対応が重要であると認識しております。区では、自転車活用推進計画に基づき、関係機関と継続的に協議をしながら、現実的かつ実効性のある対応を進めてまいります。

最後に、靖国通りに関する、都、警視庁への要請についてです。靖国通りは都道であり、道路管理や交通規制は東京都及び警視庁の所管事項になります。一方で、交通量が多く、利用者が錯綜する区間であることから、区としても自転車の安全確保が課題であると認識しております。今後も東京都や警視庁と情報共有、協議を行い、自転車通行環境の改善や交通安全に関する運用や周知、啓発の在り方について、区の実情を踏まえた必要な働きかけを行ってまいります。区といたしましては、自転車活用推進計画に基づき、法改正を踏まえつつ、関係機関とも連携しながら、歩行者や自転車利用者などの安全確保に向けた取組を進めていく考えでございます。

私からの報告は以上です。

○桜井委員長 はい。ご説明を頂きました。それでは、委員の皆さんから質疑を受けたいと思います。いかがでしょうか。

○小林委員 頂いた陳情を、よく陳情者が指摘をされているところが、ごもっとも、大変ごもっともで、この陳情については応えていかなくてはいけないと思います。特に都道の部分については、千代田区でやりたいといっても、要望、もしくは警察との協議とか東京都の協議に入ると思うんですけども、この部分について、できること、1番の陳情で、自転車通行環境の現状の課題について調査・整理することというのは、これはもう既にやっているんですよ、今つくって。これの最新版というのかな、こういうのが出てくるということは知らないということだから、示していかないといけないというのは、これはお願い一つ。

もう一つが、これ、4月から道路交通法が改正されますよね。これについて、私もいろいろ自転車利用者の方からたくさんいろいろな意見を頂くんですけど、まず一番多いのは、ここで言っているこれ、都道に限って、靖国通りと言っているんですけど、2番の3番目、

当面の取締りの運用に関する周知・啓発というところで、どういうふうになるんだ。要するに法律が。自分たちが自転車を通行するときに、例えば70歳以上は歩道を走ってもいいよとか、ルールが変わってきたりしているんだけど、もう新しく変わったのとか、これで処罰、要するに、の部分もあるんで、その辺を知らないと安心して運転もできないねと言われるんです。

これは、警察が改正することを、やっぱり自治体、区民を擁する自治体としては、丁寧に説明したり、啓発活動と、こう言っているんですけど、これを徹底してやらないと、混乱しますよね。自転車を使っている人はたくさんいるんで。特に子どもと一緒に乗っている2人乗りの自転車も含めて、非常にここの部分というのは、もう早めに、このどういうふうなのができるのか、できないのか、違反になったのか。今までできたものでもね。そういうところというのはちゃんと周知を、区としてもう積極的にやるべきだと思うんですけど、それを今後、この陳情を受けてですけれども、この靖国通りに限らず、千代田区の区民もしくは千代田区で自動車を利用する人に広く周知をし、啓発活動を取り組んでいただきたい。

全部もう言っちゃいますけど、ここの、特にここの陳情者が求めているのは非常に的を射ていて、靖国通りという部分を出してこられたけど、これは自転車の通行環境としても広い道路なんで、この辺ができなかったらほかのも全部できないということになっちゃうんで、この辺がやっぱり出してきた理由なんで、この辺、要するに靖国通りのところをうまく区としても都と警察と一緒に連携を組んで進めていくという、ここ、よくすごくこの2番の、上の2点も言われる、時宜に合ったご指摘なんで、この辺は積極的に区としてもこの辺を理解して進めていただけないかと。ちょっと全部たくさん質問しちゃいましたけど、いかがですか。

○神原環境まちづくり総務課長 まず都道、靖国通りの現状と課題の把握ということで、我々も今回、自転車活用推進計画としてまとめる中で、都の管理者、あと警視庁のほうにも入っていただきながら策定に努めてまいりました。そういったことを踏まえまして、現状、課題認識といったものについては今後も共有しながら、実態に即した対応といったものを働きかけをしてまいりたいと思います。

また、3点目にございました、併せましてそういった情報共有の中で、今後の取組につきましても密に、警視庁、都道の管理者である一建になりますけれども、連携を進めてまいりたいというふうにございます。

また、4月以降の道交法の改正でございますけれども、最も影響が大きいのは自転車利用者に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符と言われるものが導入されます。これによりまして、16歳以上の自転車利用者が信号無視や一時停止などを、一定の違反をした場合は反則金の対象となるということで、これまで自転車注意だけで済むといったところが、従来と大きく変わってくるというところでございます。私どもといたしましても、区は何もしないのということではなくて、しっかりと区民に周知をしていくということが大事だと思ってございますので、改正の4月前に広報千代田による周知ですとか、あとはホームページ、SNS等、あらゆる機会を通して周知のほうは徹底していきたいというふうにございます。

○小林委員 この前からお願いしているんだけど、周知って、ホームページにつけたとか、

広報千代田にやったというんじゃ、これ、全然周知にならないのよ。なっているという、役所は言うけど。だから、この前から僕も何回も指摘しているけど、もうあれですよ、清掃車に貼り付けるなり、要するにコアになる部分は、どうしても知ってもらいたい部分は、清掃車に貼り付けて回すとか、それとか出張所にも貼り出すとか、いろいろな工夫をしていただきたいんですよ。もう、それで、要するに千代田区は本当にちゃんと周知していると。だって青切符になっちゃうんでしょ、今までの、もっと。大転換じゃないですか、自転車に乗る人には。そういうところはやっぱり丁寧に、転換するものは丁寧にやっています。

これ、この陳情を読めば読むほど、この方はよくご指摘なさっているなと、もう私は感心して、この人に来てもらってお話を聞きたいぐらいだと思いますよ。陳情の、今後どう取扱いがなるか分かりませんが。まさにこの陳情事項の前に言われていることがもっと大切な部分を指摘されていて、ここの交通量の多い車道を通りせざるを得ない危険性があるよとか、ここに、歩道通行における違反リスクが増大しているよとかというのは、これはまさに今抱える問題なんで、なおかつここでまた言っているのは、これは乖離が出ているのと、あとインフラ整備の遅れを前提とした暫定的な対策であると。これは我々に受け取ったものなんです。そもそも予算の分科会でも審議の中で申し上げましたけれども、やっぱりインフラができていないんですよ、どうしても。自転車に対するインフラが。その部分を、今、法律等、法律を改正したり、いろいろな危険を避けるような、歩行者に対して危険を避けるような方策をハードでできないんで、ソフトで、ソフトというか法律とか啓発活動でやっていこうというのは、これ、暫定措置です、本当に。

先ほど、この前から言われているように、自転車の使い方もそうだし、駐輪場の持ち方も積極的に区が考えていかなくて、難しい問題なんでね、インフラというのは。だけどやっぱりここの自転車の計画で、インフラまで触れているのかどうか。僕はまだ見ていないんですけども、インフラのところまで触れていかないと、やっぱり暫定対策ですと進んでしまう。やっぱり交通計画は10年、20年先を見てやらないとならないんで。とはいえ、今の法律の変更がもう4月からであり、自転車の利用が言わば社会的にすごく増えているところを考えると、インフラもあるし、それから自転車の利用の仕方もあるし、駐輪場の使い方もあるしという、その部分も併せてやっていくということもお答えしてあげないといけないなと私は思いますので、その辺も含めて再度ご答弁いただければ。○神原環境まちづくり総務課長 初めに、周知啓発ということで、区のこれまでの方法じゃ足りていないのではないかといいたご指摘を頂きました。小林委員からご指摘のとおり、あらゆる手段、できる限り区民の皆様の目に触れるような形で、この青切符制度の導入といったものが皆様に浸透するような形で、我々も取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

また、インフラ整備の遅れといったのはご指摘のとおりでございます、車道を走りたくてもなかなか危険で走れないですとか、そういった状況は多々見られるかと思えます。この自転車活用推進計画の中でも、車道のネットワークの構築といったことで、ネットワーク計画といったものも今回計画してございます。できる限り自転車が安全に走行できる、新しい新たなモビリティも走行できるような環境整備といったものは、限られた道路空間の中ですけれども、今後検討しながら着実に進めていきたいというふうに考えてござい

ます。

また、これから導入される新たな制度でございますけれども、やはり自転車は歩行者ではないといったことが、まず皆さんに知っていただく、法律上でも自転車は軽車両になりますので、今までそこがなかなか浸透していないといったところでございます。そういったところ、まず、歩道を走る場合でも自転車は歩行者優先でといったことを、まず自転車に乗られる方が改めてこの機会に認識していただくことも大事なのかなと思ってございますので、そういった活動も区のほうで進めていきたいというふうに考えております。

○小林委員 ちょっと先ほど指摘する、もう一つ追加してしたいんですけど、やっぱり自転車、モビリティーとして使っている分、民間でも、今、モビリティーがたくさん使われているし、千代田区では電動自転車というのはちよくるが使われているし、その部分というのはそこにも広報をしなくちゃいけないんですよ。そこに、例えばちよくるのポートに、この変わったことを告げてもらうような告知をしてもらったり、電動モビリティーの民間の業者にもお願いして、当然それを使うんでね。民間だからいいというわけじゃないんで、その部分もちゃんと啓発に協力してもらうとか、その辺は積極的にやってほしいんですよ。

それからまた、風ぐるま、これは自転車じゃないんですけども、風ぐるまに乗っているから自転車に乗らないわけじゃないんで、風ぐるまに乗っている人にも、例えば車内に啓発のチラシを置いたり貼ってもらったり、ポスターを貼ってもらったりとか、もしくは風ぐるまの駐輪場にポスターを貼ったり啓発のものをつけたりとか、もう少し進むと、まちづくり部長によくお願いしているんですけど、再開発であるとか建て替えである、壁に、その部分はちょっと地域の広報のを貼ってくれよとか、そういうまちで大きく動いている大きな平面があるんで、そんなところも、やっぱりこの告知するとき、特にこういう急にもう4月からやるよなんていうときは、至急刷り物でもして、ネットだけじゃやっぱり伝わらないのよね。人って、やっぱり目で見ないと、消えちゃうような目で見るとSNSというのは便利なんだけど、消えちゃうんだよね。次のものが出てくると前のを忘れちゃいますからね。そういう分かりやすさ、視覚に訴える、前から言っているんですけど、見える化というんですよ。見えて消えちゃ駄目なんで、見える化をやってもらいたい。

なおかつ時間がない。変更になって。で、混乱はしたくない。混乱して困るのは区民とか自転車利用者とかなんで、その辺は、まさにここで言う告知啓発というのをしっかりやってくれるという中の、具体的な対策として取り組んでくれないかなということですけど、いかがですか。

○神原環境まちづくり総務課長 初めに民間の、ちよくるを含めたモビリティーのところでの周知啓発というところですけども、やはり区内はかなり展開が増えてきている状況もありますので、そこにこういった告知をするといったことについては、かなり効果があるのかなと思っていますし、それは民間事業者の立場としてもしっかりやっていただかなければいけない事項だと思っておりますので、それについては申し入れをして、迅速に対応していただくようにお話ししていきたいと思っております。

また、区内の様々なツールを使ってということで、今、例示として風ぐるまといったことも頂きましたけれども、所管のほうにも確認いたしまして、こういった周知の方法があるのかといったところもございますので、ご意見いただいた部分については、庁内のほう

で調整はさせていただきたいというふうに思います。

○小林委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

それで、肝腎なことを忘れていた。警察。今、警察署ってすごく地元で優しくなっているんですね。いろいろ、特に自転車の事故が多いというんで、自転車につけてくださいなんていって蛍光のシールをくれたり、蛍光の腕輪をくれたりするんですけど。警察ってそういう何か柔軟に動き出しているんですよ。ここで警察が何をやろうとしているか知らないんですが、知っていますか。警察は、この4月に道路法改正になるに向けて、何か警察として啓発品を配ったりとかやっているよとか。

何が言いたいかということ、もしやっているんであれば、その啓発品を使ってまちに配布してもいいし、警察との連携というところがちょっと抜けていたんで、その辺、警察が何をやっているかご承知か、それから何をやってもらえるのか聞いているのか。もしくはやってくれるんでありゃやってもらおうし、千代田区としても協力できることはないのかというところはいかがでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 具体的に警察のほうも、今後取締りのほうを進めていくに当たって啓発活動はしていくというふうに考えております。区といたしましては、先ほど申し上げているように、まずは周知啓発といったものに取り組んでいくと。また、あと、交通安全の協会とも連携をしておりますので、そちらのほうにも区といたしましても補助事業を行っていますので、啓発活動を進めていくと。今後の春、秋の交通安全運動の期間とも通じながら、それは連携しながら我々も進めていきたいなというふうに考えております。

○桜井委員長 ほかにありますか。

○岩田委員 別に揚げ足を取るつもりはないんです。課長の答弁で、自転車が車道を通るのも危ないし、歩道は歩行者優先でと、何かそのままずっと行っていたんですけども、そもそもが軽車両ですから、車道が原則じゃないですか。さらに歩道を走れる場合というのは、13歳未満。以下。未満。未満かな。の子どもとか、70歳以上の高齢者とか、あとは何か障害を持っている人とか、そういう人に限られていたんですよ。自転車通行可と書いてある標識のあるところ。だから、そういうところもちゃんと啓発として、まあ啓発としてやる時にはそういうところまでやってくれると思うんですけども、あくまで原則は車道であるということといいんですよ、もちろん。認識として。

○神原環境まちづくり総務課長 今お話にあったように、原則、自転車は車道の左側を通行する。ただ、一方で、先ほどお話しいただいたように、子どもですとか高齢者の方、あと著しく交通の危険がある場合といったのは車道を通る、走行できるというところがございます。歩道を自転車が走る場合においても歩行者が優先になりますので、そこに配慮して、徐行といったところで自転車は走行するといったのがルール化されていますので、走行につきましては今回の改正に合わせて周知が必要だというふうに考えております。

○岩田委員 そうですね。原則車道を走るということをお分かっていない方も多いみたいなので、ぜひそこをよろしくお願いします。

○神原環境まちづくり総務課長 今お話がありました、原則車道の左側通行、歩道を走る場合は歩行者優先といったもの、この2点は大事だと思いますので、周知してまいります。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○大坂委員 この陳情について、今、小林委員からもあったとおり、まさにしっかりと取り組むべき内容なのかなというふうに認識をしているんですけども、この陳情事項の2番のところの二つ目のポツ、ここがちょっと気になったので、確認させていただきたいんですけども、靖国通りについてですけども、時間帯別・区間別の柔軟な交通運用というのが陳情事項として挙がっているんですけども、これができればすばらしいことなのかなというふうに思うんですけども、実際これ、それが本当に可能なのかというところで、そもそも区としてはどういうふうに考えているのかということと、東京都、都道全般で、そういった運用というのが実際にされている箇所というのがあるのかどうかというのはどういうふうに把握されているのか。この2点についてお伺いしたいです。

○神原環境まちづくり総務課長 交通に関する所管になりますと、警視庁になりますので、なかなか区からこうするといったのは、お話しするのが難しいことではございますけれども、今回の陳情を受けまして、情報の共有はさせていただいて、どのような運用の方法があるかといったことについては確認していきたいと思っています。

また、今お話がありました、現在の運用の中でそういった事例があるかといったところにつきましても、確認してまいりたいというふうに考えております。

○大坂委員 ありがとうございます。都道、特に靖国通りというところは、車道も大きくて信号の間隔も長いので、自転車を使う身としても、どうしてもスピードが出たくなるというか、出てしまう。出さないと車との流れにも乗れないというところもあるので、スピードがかなり出る区間でもあります。そうした中で左折レーンが次から次に来ると、なかなかそれが、自転車の通行の障害というか、走りづらい要因にもなっているという部分はあるので、その辺を根本から解決するのはなかなか難しい問題ではあるんですけども、自転車側、車を運転する側、どういうふうにその辺を、ルールだったりマナーだったりというところを考えていけばいいのかということも含めて、整理ができるといいのかなというふうに思いました。

パブコメのところについても少し聞いちゃって大丈夫ですかね。関連する形で、自転車通行関係の。

○桜井委員長 えっ、どこのところ。

○小林委員 パブコメ。

○大坂委員 パブコメの。

○桜井委員長 パブコメ。はい、どうぞ。

○大坂委員 今回、パブコメはかなりいろんな意見が出て、しかもそれをしっかりと反映されているというところで、よかったなと思うんですけども、そうした中で、電動キックボードに対する風当たりが非常に強いのかな。風当たりが強いと言っちゃうとあまりよくないのかもしれないですけども、心配されている方が多いのかなというふうに感じました。それに併せて世界各国の状況についても改めて載せていただいたので、そこは一つ安心ではあるんですけども、そうした各国の状況をしっかりとこれからも踏まえていただいて、千代田区としてどう対応していくのかというのは考えていただきたいと思います。なかなかこれは区だけでどうこうということではないので、国全体がどういう方向にかじを切っていくのかというのはしっかりと注視していかなければいけないんで

すけれども。

一方で、これまでの統計等々を調べてみると、事故の件数というのはまだそれほど、台数が少ないので多くはないんですけれども、例えば人身事故率だったりとか飲酒率だったりとか、そういったものが自転車と比べてかなり多いということも数字として言われています。特にこの飲酒ですね。免許がないので、飲酒に対するハードルが恐らく利用されている方が低いんだらうなというところもありますので、そこについては、自治体、特に千代田区の中では、それは絶対させないぞというぐらいのことはできると思いますので、そういった視点から対応していただけるといいのかなと思うんですけれども、その辺の見解をお聞かせください。

○神原環境まちづくり総務課長 そういった特定小型原動機付自転車に関する、電動キックボード等も含みますけれども、そういった危険、安全性に関するもうご意見といったのは多々頂いておりますし、報道等でもそういった報道がされているところでございます。区といたしましても、こうした声は重く受け止めて、安全確保が十分でない段階で慎重に対応していくべきかなと思っております。昨年、分科会でもちょっとお話しさせていただきました、令和8年2月に警察庁交通局が発表しておりますけれども、そういった特定小型原動機付自転車に関連する交通事故の件数を見ますと、自転車に比べて人対車両が3倍であったり、車両の単独であったら自転車の2.7倍といったことで、やはり多いといった統計調査も出てございます。また、飲酒運転に関するところも、なかなか意識的にまだ浸透していないといったようなところもあるのかと思います。そういった重大事故につながりかねないような危険な行為といったものは、区としてもしっかりと周知をしていく必要があると思ってございますので、青切符の導入と併せてそういった面も強化しながら周知啓発のほうを進めてまいります。

○桜井委員長 はい。富山委員。

○富山委員 1点確認させていただきたいんですけれども、この推進計画を策定されて、中身を拝見すると、4月からの法改正については60ページに1回だけしか登場してきていないんですけれども、この推進計画自体はこの法改正を見込んでつくられたものなんですか。教えてください。

○神原環境まちづくり総務課長 今ご意見いただいたところに、周知啓発といったところで、そういった表記がありますけれども、基本的にはこの法改正導入も踏まえて、しっかりと、まず一番、周知啓発のほかにも、まず自転車が安全に走れる環境をつくっていくといったところが主眼になってくるのかなと思っておりますので、ネットワーク計画といったものを基本としつつ各施策展開をしていくという、そういった考えで策定した計画になります。

○富山委員 ありがとうございます。私が拝見していたのは60ページの施策の内容についてだったんですけれども、周知啓発のほうにも書かれているということなんですけれども、ご意見の中にもあるように、このデータを取っているのが2019年のものだから古過ぎますといったご心配を抱かせてしまう場合もありますので、最新の情報を踏まえてつくっているものなんですよというものを周知していただけると、皆さん安心できるかなと思います。

あと1点、私からの意見なんですけれども、私は歩行者なので、やっぱりご意見の中に

もあるように、よくベルを鳴らされたりとか、ぎりぎりのところをさっと通っていかれたりとか、そういうことが度々起こっているの、やっぱりモビリティとして、国からも推進されているものではあるんですが、やっぱり歩道は歩行者が優先なんだよというところも、先ほど課長からも答弁がありましたけれども、やっぱり周知していただきたいと思います。お願いいたします。

○神原環境まちづくり総務課長 この計画、パブリックコメントで頂いたように、情報のほうは最新のものに、今回、パブコメの意見を踏まえて変更させていただきましたので、その辺はしっかりと周知してまいりたいと思います。

また、これまで自転車は歩行者と同じといったような誤った認識のほうに浸透しているというのが現在のかなと思っております。今回の4月の法改正を契機に、そういった社会的な認識といったものが変わっていくことを期待しておりますし、我々もそれについてしっかりと周知のほうを図ってまいりたいというふうに考えております。

○富山委員 お願いします。

○桜井委員長 はい。入山委員。

○入山副委員長 ありがとうございます。今回、陳情を頂いたということで、本当に小林委員がおっしゃるとおり、ほんと重要なことだなと思っている中で、12月25日と去年頂いたもので、大分時間がたってしまったんですけども、今回、自転車活用推進計画もつくられたということで、千代田区は結構やっぱり一方通行の多い、道路が多いのかなと思ってはいるんですけども、特に警察の中は全国一律になると思うんですけども、近隣区との何かそういう連携的なものはあるんでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 自転車のネットワークの整備に当たりまして、やはり近隣区との区境での連携というのは必要となってまいりますので、その都度、整備に当たりましては、関係する周辺区と協議をして進めてまいりたいというふうに考えております。

○入山副委員長 近隣区との連携もあるということなんですけども、先ほど小林委員もおっしゃっていたように、やっぱり周知という意味では、正確にルールを把握している方というのはどれだけいるのかなと思っているんですね。どうしても私もいろんな人とお話すると、正確に、こうだよ、ああだよというのが、実はちょっと認識がずれていたりとかすることが多いんですけども、もう少しそこを、もう少し簡単なルールみたいなのを正確にお伝えいただければなと思うんですけども、いかがでしょう。

○神原環境まちづくり総務課長 なかなか道路標識を見ながら自転車を乗られている方というのは少ないのかなというふうに思っていますので、その辺りがかなり複雑だというような印象があるのかと思います。基本は自転車は、先ほどから申し上げていますように、車道の左側を原則通行するといったところ、あと歩道を通行できる場合でも歩行者が優先であるといったところ、そこが基本になってまいりますので、まずはそのルールを徹底していくということが大事かなというふうに思っています。

○入山副委員長 ありがとうございます。また、先ほど来、モペットだとか電動キックボードとかのお話になっているんですけども、そちらに乗る方は結構来街者の方が多いのかなと思うんですけども、努力義務だとは思っているんですけども、ヘルメットとかのそういう着用とかというのは特に求めないんでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 区の考えとしては、そういった電動キックボードも自転

車も含めて、できる限りヘルメットのほうは着用していきたいというところは考えてございますし、また、あとモビリティの事業者のほうもヘルメット着用の推奨というのはしておりますので、併せて利用者の方にお願いをしていくというのは今後も継続的に続けていきたいというふうには考えております。

○入山副委員長 最後に、すみません。ヘルメットの着用も求めていくと。あと来街者の方にもしっかりと交通ルールを守っていただくような、区からも発信していただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○神原環境まちづくり総務課長 先ほども区内のモビリティのそういう事業者ですとか、ちよくるも活用しながら周知活動をしたらどうかといったご指摘も頂いておりますので、できる限り区民の皆様、来街者の方にも分かるような形で、まちに浸透できるような周知のほうは我々としても検討してまいります。

○桜井委員長 はい。ほかに。

○小林委員 今、陳情審査の中でいろいろ意見が出てきて、これらを実行していくためには、これ、陳情が出てきたのが去年12月なんで、審査は間に合わなかったのもあるんですけども、ここ、4月、この法律が施行される前に、区内4署の交通課長とか関係者、警察の、警察署の区内の4署の方と、こういう、今、議会に陳情が出ていて、審議されたというようなことを伝えて、協力をさせていただくようなことというのはできるんですか。

○神原環境まちづくり総務課長 今回、自転車のこの活用計画の策定に当たりまして、区内の4署の交通関係の部署の方には参加していただいております。今回、計画のほうがまとまりますので、そのご報告と併せて今回の陳情に関しましても情報提供のほうをさせていただけたらなというふうに思っています。

○小林委員 ぜひ議事録も取ってお渡ししてもいいかと思うんですけど、ちゃんと説明されて。というのは、ここの陳情、これは委員会のほうの取扱いになるんですけど、時期的に無理なんですと、関係者に意見書や要望書を出してくれと言っているんですよ。今なかなかそこで、これをまとめて出すというのが、時間的になかなか、もう始まっちゃうんで、後で出してもいいんですよ。いいんですけども、そういうところを今預かっちゃっているんで、ぜひ、いつも、できました。これ、議事録です。読んでおいてというのではなくて、本当にやっぱり区民の心配事項であるというのを、ちゃんと4署の交通関係者に伝えていただいて、もう多分警察署もそういう認識でいると思うんです。もうそれは警察署の今の身近な地元に対してとの接触の仕方を見るとよく分かるんですけど、改めてやっぱり議会でも、こういう指摘もあったし、陳情もあって、そういう議論があって、大変心配しているんで一緒にやりましょうみたいなことで伝えていただければと思うんですけど、いかがですか。

○神原環境まちづくり総務課長 今、小林委員からご指摘がありましたように、今回の策定と併せてそういったご協力を頂いて一緒に進めてまいりましたので、今回の計画策定と併せて、4署のほうにも今回の陳情書、本日の議会でのご議論につきましても情報共有して、一緒に進めてまいりたいというふうに思っております。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

○小林委員 はい。

○桜井委員長 私のほうから、今、小林委員が最後に言われた内容については、実は私も

そのように思っていたんです。これ、4署でも協議をしているというような話もありました。で、これは議長宛てに来ているんですよね、陳情が。なので、議会としても執行機関に、この趣旨に基づいた形で4署と協議をして行っていくということを申入れすると。やってねという、執行機関、やってねということが大切なんだろうなというふうに私も思っていて、今、小林委員からもそういう発言がありました。

この陳情でございますけども、扱いについては、もう皆さん同じ方向を向いていらっしゃるんで、ございますか。採択するというところで決めたいと思いますけども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、当陳情については採択するという事で申入れをしたいと思えます。

次の陳情に移ります。二番町地区のまちづくり関連についてです。本件に関する陳情は、新たに当委員会へ送付された陳情、送付8-5、二番町計画の基本計画提示前に再度話し合いの場を求める陳情及び継続中の送付6-26、38、39、送付7-5、7、16、17、29、30、33、36の合計12件です。新たに送付された陳情書の朗読は省略し、関連するため一括で審査することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、日程2、報告事項の(2)番、二番町地区のまちづくりについてと併せて執行機関からの説明を求めます。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 先ほど委員長から言われたとおり、新たに送付された陳情と継続審査となっている陳情について、報告事項(2)二番町地区のまちづくりについての報告内容である番町次世代シンポジウムの取組に関連します。併せて報告させていただきます。

区はこれまで、附帯決議を踏まえまして、地区の融和に向けてこれまで3回のシンポジウム等に取り組んでおりまして、直近で実施した1月25日の第3回について、2月9日の当委員会にて配付資料とともに結果の速報をご報告させていただいたところでございます。今日は議事概要、アンケートの整理等ができましたので、これら資料とともに概要のご報告をさせていただきます。

それでは、資料ファイル番号07、環ま02-1をご覧ください。議事概要でございます。1月25日に翹町体育館にて15時から約2時間実施し、86名の申込みで、当日欠席者等がございましたので、68名の参加を頂いたところでございます。資料に記載のとおり、ファシリテーターは前回のシンポジウムと同様に東大の加藤教授、ファシリテーター補佐として東大院生の内藤様、コメンテーター（専門家）として、東大の村山先生にも参加して実施したところでございます。

プログラムのほうは、記載のとおり、前回のシンポジウムの振り返りを行った上で、大きく2点ございまして、一つは模型を用いた未来の空間をイメージするという事と、あと2点目として、エリアマネジメントの基礎知識の共有という、二つのプログラムを行いました。

続きまして、議事要旨のほうでございます。シンポジウムの議事の趣旨、あるいはプログラムの概要を説明した上で、前回のシンポジウムを振り返り、それらを踏まえて区から

日本テレビに発出した要望書の共有を行いました。その上で、「未来の空間をイメージする」と題して区から二番町地区の地区計画の概要を説明した上で、模型を用いて地区計画の壁面線の太枠や、あるいは地区施設を落とし込んだ模型を囲んで、いろいろな意見交換を行ったことをごさいます。周辺模型もございまして、こちらは市ヶ谷駅前辺りから麴町大通り辺りも含めたものをご用意して、意見交換したところをごさいます。当日の様子は議事要旨の2ページ目に写真として掲載していますので、参考にご覧ください。

その際に、主な質疑としましては、壁面線の制限がどのようにかかっているかといったことや、あるいは建築面積・容積率がどのようにになっているかの関係性、あるいは広場の向き、日当たり、ピロティ空間も区有される地区施設であることなどを確認した上、あとは交通広場や地下駐車場への動線の確認も含めた、どのようにになっているかといったことや、あるいは周辺も含めた模型もございまして、建物の高さの制限の確認などがございまして。そういったことも含めまして、模型を囲んだ後、もう一つのプログラムとして、エリアマネジメントの基礎知識という共有を行ったところをごさいます。

区としては、12月に策定したエリアマネジメントのすすめというものを使用しながら、エリマネ活動の目的等をおさらいした上で、ほかの住宅地のエリアマネジメントの事例を、発足経緯や活動内容、あるいは担い手、財源などの項目について紹介させていただきながら、エリアマネジメントというものの基礎的な事項を共有したところをごさいます。コメンテーターからは、開発前から助走期間として検討していく必要性や、あるいは番町という地域特性に合った内容を取り入れていくことの必要性ということコメントいただいたところをごさいます。

最後に、区から、今回は日本テレビからの基本計画の説明をする場としてシンポジウムを開催していきたいということを説明し、終えたところをごさいます。

議事要旨については以上です。

続きまして、当日の参加者アンケートの分析概要をごさいます。資料はファイル番号08、環ま02-2をご覧ください。参加者の年齢層については、60代以上の方が約半数を占めるところをごさいます。今回は一方で10代、20代の方も少なからずご参加いただいたとともに、40代までも含めれば16名の方にご参加いただいたところをごさいます。

続きまして、周知方法、3ページ目のQ2をご覧ください。本シンポジウムを知ったきっかけをお聞かせくださいという問いに対して、広報紙、あるいは掲示板、ホームページをきっかけとした方が多く、そのほかはポストにチラシが入っていたなどがございまして。知人の方のお知らせということかもしれません。一方で、当委員会でも分かりにくいというご指摘を頂いていますが、麴町区民館で知ったという方もいらっしゃるなかったという結果となっておりますので、引き続き周知方法についてはいろいろ検討していきたいと考えてございまして。

続きまして、5ページ目、Q5に今回のシンポジウムの満足度の回答を記載してございまして。「とても良かった」「まあまあ良かった」という方を含めると、75%弱ということで満足度が出ております。下の自由意見の概要にありますように、模型の活用やファシリテーターや専門家による進行が理解しやすかったということが満足度の高さにつながっているというふうに考えてございまして、一方で、満足いただけなかった方として、同

じ参加者の発言が長かった。や、あるいは日テレ事業者からの回答が今回はなかった。あるいは心配事の解消がなされなかったことへの懸念といった声もございまして、あまりよくなかったといったようなお声にもつながったかと思っております。

なお、今回については、日テレさんについては、主なプログラムの内容から、ただいま基本計画も検討中でございますので、現時点、具体的な説明が難しい状況を踏まえて、オブザーバー参加としております。

6ページ目をご覧ください。エリアマネジメントの基本的な事項について理解できましたかといったようなご質問でございます。これは、ある程度イメージできたという方まで含めると、8割強でございます。自由意見にも記述してございますけど、歩行者目線の見え方のイメージができたというお声や、あるいは一方で環境影響も把握したかったといったようなご意見もございました。これまでも当委員会でご説明させていただいておりますけど、環境影響評価については、具体的な計画と併せて結果説明をさせていただくこととしてございます。

続きまして、そうですね、エリマネの共有に関してのご質問でございます。申し訳ございません。続きまして、すみません、8ページ目のQ7の質問、エリマネへの参加意欲についての質問でございます。参加したいといったことや、あるいは興味のある内容について参加したいという回答がかなりを占めたというような状況で、一方で、現時点では参加したいと思わないといったような意見も頂いております。自由意見にも記述しているとおり、住民や企業が協力して地域をよくするために関わりたいといったようなご意見もいらっしゃいますが、一方で、なかなかエリアマネジメントの必要性というところに疑問の声も見られました。参加意欲の高い方、あるいは自ら行動しながら地域をよくしていきたい方ということを中心にしながら、活動の具体の検討をしながら、併せて地域に活動の理解を得ていくということが必要なかなと思っております。

続きまして、Q8ですね。意見交換の場の必要性についての質問です。多様なメンバーが話し合う場が必要といった意見が65%程度あるものの、一方で、シンポジウムの満足度にも関連する部分もあろうと思っておりますが、意見の偏りとかを防ぐとか、あるいは場の設定、運営の難しさを指摘する声もありました。

以上がアンケート結果の概要でございます。

続きまして、ファイル番号09、環ま02-3、こちらが先ほどのアンケート結果の概要の基となっているもので、アンケートの自由記述の原文でございます。ご説明は今回省略させていただきます。

以上、議事概要、アンケート結果の概要、アンケート自由記述の3点を、シンポジウムの結果概要として区のホームページに掲載しております。

第3回シンポジウムの概要の説明は以上でございます。

続きまして、第3回も含めまして、これまでシンポジウムを通じて、地区計画の内容、あるいはそれの中にも記載がございますエリアマネジメント活動の基礎的なことについて、模型も用いながら地域の理解を促進してきたところでございます。また一方、区では、これまでのシンポジウムを通じて頂いた意見を、12月に地域の意見を踏まえた要望書として日本テレビに通知したところでございます。ただいま要望事項を踏まえて日本テレビにて基本計画を検討中でございます。区としては、心配事への対応など、具体的な計画を示

しながら説明していかないと、なかなか現状、対応が難しいと考えており、次回シンポジウムについては計画提示に合わせて開催したいと考えております。できるだけ早期の対応について、区から日テレに伝えているところでございます。

以上でございます。

○桜井委員長 はい。説明を頂きました。それでは、委員の皆さんからご質疑を頂きます。

○岩田委員 新たに陳情が出されましたけども、これ、一個一個言ってもいいんですけども、これに対して区はどのように考えていますでしょうか。例えば、まずですよ、細かいところと言うと、第1回目は、二番町地区に特定したものだ。番町住民の一部が参加を制限された一方、番町住民以外の方も入っていた。附帯決議に基づくものとは説明されなかった。ほかにも――あ、全部言ったほうがいいですか。全部言いますか。じゃあ、全部言いましょう。第2回も不安や様々な懸念を解消する目的で開催され、番町住民に限定されたけども、司会の方から、ようやく話合いの緒に就いたと。このような会がなかったことが地区の二分の原因だと。ということは、これがもう第1回と考えるのがいいんじゃないかなというような発言さえあったということですよ。

次も、住民から出た懸念について、住民以外からの一般論から引いたコメントが一方向で出ただけで終わった項目が多々あるというふうにも言っています。番町の実態や住民の実感に基づいた意見交換は十分に行われませんでしたというふうに言われているんですね。この点についてもどういうふうに思っているのか。

そして、僕も思うんですよ。この心配事への見解のところ、解消したかどうかとって色分けされていたじゃないですか。それで、専門家の方が、ああこれは解消されましたよね、されましたよねと、どんどん緑色の「解消された」のほうになっていましたけども、本当にこれ、解消されたのかなという、それは第3回のところで、第3回のところ、うーんと、いや、違う。アンケートのところで、第2回終了後のアンケートでは、心配事が解消されなかった。あまり解消されなかった。という割合が4割近くあったということは、解消されていないんじゃないですかね。にもかからず、どんどんどんどん先に行っちゃうというのはどうなんでしょうね。お答えをお願いします。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 今回新たに頂いている陳情に関して、我々もこれまでご報告させていただいているとおり、シンポジウムについては、第1回については参加者を限定してやったといったところも、いろいろやり方として、2回目以降は広く参加を募ってという形で、いろいろやり方を変えて実施しているといったところでございます。併せてプログラムのほうも、第1回は番町のエリアの将来像を考えるとといったところで実施しました。2回目以降、また違った形で、例えば、心配ごとを解消するといったこととか、あるいは地区計画をもっと理解するとか、そういった形でプログラムの内容を変更しながら、皆様にいろいろ情報共有とかをしながら、また意見を吸い上げるということも取り組んできたというところでございます。で、今まで第3回を開いて実施してきたところでございます。

一方で、先ほどありました心配事の解消にまだつながっていないんじゃないかといったところで、第3回にも、第2回の振り返りとして、心配事の解消の色分け、緑とか黄色、あるいは赤という形で色分けをさせていただいたところをおさらいで共有したところでございますけど、一方で黄色の部分はまだ、かなりまだあって、例えば風環境だとか、ある

いは街並みの部分とか、資料を見てもらえば分かりますけど、そういった部分は、今現状、計画がない中でいろいろ議論しても、なかなか具体的な対応策というものがイメージが多分湧かないであろうと思ってございますので、具体的な計画提示と併せて、そういった黄色の部分についてこういった対応をしたかといったところを説明いただきながら対応していくというふうに考えてございます。

○岩田委員 全然そこじゃないんです。まず、第2回以降はちゃんとやっていますという話じゃなくて、第2回の際に、専門家の方から、やっとちゃんとまともな場に就いたなと言っているということは、それが第1回目なんじゃないんですかというふうに僕は言いましたよ、まず。第2回と言いながらも、これが第1回なんじゃないんですかと言いました。でも、それも数えて1、2、3回やりましたというのはおかしくないですかという質問です。1回目。一つ目は。

そして、次の心配事の解消のところ、黄色い部分はかなりあると。いや、そこじゃないんですよ。もう緑色で解決しましたねとって、そこが解決されたことになっちゃっているということを心配しています。本当に解決したのかというと、いや、解決していないんじゃないのという方がたくさんいる。だから、おかしいんじゃないんですかということを行っています。黄色の部分のことじゃないです。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 第2回目を第1回というふうにカウントするかどうかというところは、それぞれ考え方かと思えますけど、やり方を変えて広く募ったのは第2回からですということで、カウントの仕方というのは、我々、次世代シンポジウムというのは第3回まで、それぞれ1回、2回、3回と重ねておりますので、そういった形で考えてございます。

心配事の解消についての緑の部分がどうかといったところで、解消されていないんじゃないかといったところでございますけど、多分いろいろ緑でコメントした部分について、いろいろ、区や事業者だけじゃなくて専門家の方にも意見を頂きながら分類したところでございますので、一方で解決していないという方のご意見というの、今回もアンケートの自由意見で、あるというのは承知してはございますけど、それが多いかどうか、先ほど多いとおっしゃられましたけど、そこが多いかどうかはちょっと分かりませんが、第4回も含めて、全体のいろいろ計画を見ながら、そういったご理解を進めていくものかなというふうに考えてございます。

○岩田委員 専門家の方の意見も大事なんですけども、一番大事なのは、そこに住んでいらして、空気感で、そのまちのことを分かっている方の意見だと思うんですよ、まずは専門家の方ではなく。そして、解消されたかどうかは分からないと。分からないんだったら、なおのことどんどん先に進んじゃ駄目ですよ。そこは丁寧にやらないと。都計審のところの決議文でも書いてあったじゃないですか、丁寧にというふうに。そういうところをちゃんと守られていないんじゃないのという話です。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 区としては、しっかりアンケートも踏まえながら、しっかり丁寧に対応しております、現状、3回まで、このように心配事の整理までやって、あるいは、先ほども説明させていただきましたけど、12月にそういった意見を踏まえて、区から日テレさんに、今後の基本計画に当たってこういう要望事項を基本計画に反映してくださいといったような、伝えておりますので、そのような形でしっかりと区とし

て丁寧に対応しているところでございます。

○岩田委員 まずはそういうところなんですよ。3回というふうにやっぱり言うじゃないですか。でも、専門家の方でさえも、いや、2回目でやっとちゃんとした、何、ちょっと待ってください。ちゃんとした場に就けたなと言っているのに、でも、区は、3回です、3回ですと、数をわざわざ言うじゃないですか。3回目ですよ、3回目ですよと。でも専門家の方と言っていることが違いますよね、まずはね。

で、何、何だ、心配事の解消のところ、どんどん先に行って、次は基本計画の説明ですよ。基本計画に進んだら、それが反映されるかどうか分からない。前回の質問でも反映、基本計画が出て、意見が反映されるものと反映されないものがあるというような答えだったと思います。じゃあ、それこそ、逆に言うと、反映されるかどうか分からないんだったら、先にいろいろ区民の方の話を聞いて、それをその後に基本計画を出さなかったら、先に基本計画を出してどんどん先に進めたら、ああ何だ、あのときに言っただければ基本計画のほうで何とか反映できたのにということになったら、それこそもう取り返しつかないことになりますよ。住民は住んでいるんですから。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 地域のご意見については、これまでも都市計画の手続を通じて頂いた意見、あるいはシンポジウムにご参加いただいたときのご意見、あるいはシンポジウムに参加いただいていない方も、あらかじめ意見等を募って出していただいたところでございますので、そういったところを踏まえて要望書を出しておりますので、それを踏まえて日本テレビさんに基本計画を検討いただいていると。様々意見を収集する機会がございましたので、そういった対応を区としてやっているところでございます。

○桜井委員長 答えているところがありますので、かぶらないように質問していただけますか。

○岩田委員 ほかにもですよ、ビル風の問題も第3回ときには回答がなかった。そしてそのときにも日本テレビに答えさせなかった。それで果たしてちゃんと答えが、皆さん、心配事が解消できるのかなと。肝腎の日本テレビさんに答えさせないで、それで、ビル風一つとっても解決していないわけですよ。で、シミュレーションでは、日本テレビの土地ではない、日本テレビの反対側のところは風が強くなると言っている、そのところに植栽をできるようなスペースはないんですよ。そういうのってどうやって解決するつもりですか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 先ほど答弁でも説明の際に、先ほどの説明とちょっと重複しますが、ビル風については、具体的に基本計画を説明する際に、風環境についてどうなるかというところを日本テレビさんから回答いただくという形で考えてございます。

○岩田委員 ビル風は、今、例で出しましたけども、心配事の何だ、解消云々のところで、例えばですよ、番町の庭や森の使い方が非常にいいみたいなことを言っていますけども、何だ、たき火のこととか、あとは騒音のこととか、そういうので住民の方から意見が出ているじゃないですか。それで何、何だ、煙があまり出ないように燃やしますと。いや、そんなことができるのかなという話で。それよりも具合が悪くなっている人がいるんですよ。なのに、使い方が非常にいいと。それはどういうことなのかなと。全く見解が違

うんですよ、住民の方と。だからそれを、そういうところをどういうふうに考えているんですかということなんですよ。

で、用途地域は今住宅地で変わらないと言っているが、一方で、高いものを建てたいときには、いや、住宅地でありながら商業地でありますと、そういうふうに都合のいいところで商業地を出してきたり住宅地を出したりするんですよ。そういうのもちょっとダブルスタンダードというか、ご都合主義なんじゃないですかねと思うんですよ。

○加島まちづくり担当部長 岩田委員が、今日これは陳情審査ということなので、この陳情の中の何を言われたいのかというのがちょっと私はよく分かっていなくて、番町シンポジウムの中のいろいろあった中での捉え方というのは、それぞれあるんだろうなと。まだ解消していないという部分も、あの緑の部分も、言われた部分もあるんだと思いますよ。今回のこの陳情に関しては、この基本計画策定前に、話合いの場ということで、基本計画を出さない今の状況で話合いの場といっても、また資料が今と同じような状況なので、同じようなことが言われるんじゃないかと。

我々は今まで整理してきた中で、前回ですか、のシンポジウムの中でも、いろいろと地域の方々からのご意見、そういったものを踏まえて、12月17日に区長名で日テレさんのほうに要望を出しています。今言われた例えば住環境の悪化だとかということに関しては、この別紙の6番のところに、交流広場、緑地広場については多数の方が利用することに伴う住環境の悪化等に対する地域の不安に配慮しつつ、地域から要望のあった子どもの遊び場や災害時の活用などを想定した空間設計をお願いしますということで、まさにこういったところを日テレさんが基本計画を説明する段階でいろいろとまたご説明もあり、それに対しての、多分、住民の方からの疑義が、質疑があると思いますので、そういったやり取りは必要だと私は思っております。

ただ、この陳情による、その基本計画の前というのは、もうこういった今説明した検討についてお願いしているの、そういったものを出していかないと、次のステップに私は進まないだろうなというふうに思っております。

○桜井委員長 関連ですか。

○小林委員 関連。

○桜井委員長 関連ですね。小林委員。

○小林委員 今のご答弁はずっと前からしている答弁と変わっていないんだけど、まさに今まで、先ほど何回やったというのがありましたけれども、1回やっとうまくいかないうから2回目をやったり、2回目をやっとうまくいったから3回目をやりながらとかいって、これ、何回も続けるのよ。だから、それが1回だろうが2回だろうがあんまり関係なくて、4回、5回やればいい話で、それで議論が深まっていくと。

そのとき心配事項があるんですよ。それは、前に戻っていくと、日テレが出てこない、出てくるの話じゃなくて、この二番町計画の中で計画ステップというのを示しているじゃないですか。これは区がやる仕事じゃないですか。日テレがやりながら、区はそれを住民とうまく日テレが対応してくれる、対応してもらえること。でも、基本的に日テレも対応できないものはできないんですよ。それも分からないのね、今、住民サイドは。だからこういう陳情が出てきちゃうんですよ、もう一回。基本計画とはどんなものかというのを区民がよく知っているかといったら知らないのよ。今僕らは話しているから、そうだね、こ

この辺まで行ったら日テレに計画を出してもらって、それを我々は聞いて、それを直して
いこうよとか、この辺は修正してもらおうかという、これは作業なのね、これからという
のは。そこを理解しないと、それは、計画を出しては駄目よ駄目よだったら進まなくなっ
ちゃうんで、そこは理解、住民の人もしてもらわなくちゃいけない。

これ、出すのが決定じゃありません。ここで言っている一番コアになっているのは、前
からずっと言っているのは附帯決議なの。ここの陳情の中にも出てくるけど、この計画の、
それで、附帯決議については、千代田区としても区長名で出しているのよ、日テレに。そ
れを守らないと、今度、日テレが行けないんで、そここのところは区もある意味真剣にやっ
ているの。何かごまかしてとか、何とか進めようなんて思っていないの。一生懸命やって
いる。（「ある意味では」と呼ぶ者あり）ちゃんとやっている。ある意味じゃない。本当
の意味でちゃんとやっている。失礼しました。本当の意味でちゃんとやっているのは僕も
分かります。それで、住民の方にも分かってもらわなくちゃいけないところがあるんです。
ただ、さっき言ったように、この図であるように、基本計画を出してしまったら、これは
決定ですよと、もう動きませんよと言われると、住民のほうは不安だから、その前にやれ
と言っているんですよ。その前にもうちょっと話してくれと。その理解を得ないと、
これが、基本設計が出て決まったら、それに、1ミリも直しませんよと。

○桜井委員長 基本計画がね。

○小林委員 基本計画。失礼しました。基本計画が出てきたら、基本設計を直さないよう
にして、基本計画が出てきたら、もうほかはできませんと言うのか、そうじゃ
なくて、区も、基本計画は具体的に今見えていないんで、それを検討するためのものなん
で、この基本計画は意味がちょっと、もうちょっと深いんですということを説明している
と思うんだけど、そここのところが理解されていない、住民に。だから、出てくる前にやっ
てくれ、やってくれということになっちゃうんで。

そこで、コアになっているところは先ほどの部分で言われているんだけど、附帯決議で
も言っているんだけど、要は、陳情でも言われているけれども、あれですよ。先ほどの
交通量、風量、交通機関とか緊急車両の影響を試算して、上限の中で適正な容積率の割り
出しとかを言えば、高さ80メートルは所与ではない。容積率700%を認めたことでは
ないという具体的な指摘もされているけど、その辺もどうなのかというのが分かる形で、
基本計画の中で出てきたときにお話し合いができるかどうか。そこにかかっていると思う
んで。それじゃないと、基本計画を出すな、出す前にやれということになっちゃうと、も
うさっきからの議論で行ったり来たりで、もう進まないですよ。進めたいんだったら、そ
の部分で、ここのじゃあ住民の意見は聞かないというわけにはいかないんで。聞くんです
よ。聞いて、できるものとできないものがあるというところで分けていかないとけない
と思うんで、その辺をしっかりと整理してもらいたいんですね。じゃないと、また陳情が出
てきます、同じように。基本計画というものを理解していただかないと。

その辺の考えを、これ、区主導でこの会議も持っているんで、日テレさんもそれで呼ん
でくるわけで、日テレさんが答えるか答えないかも、その辺の不審が、不審じゃないな、
その辺の要望があるなら、日テレさんにも答えてもらうところは答えてもらうという、会
としてを回るように進めてほしいんですよ、区が総合調整者なんだから。その辺をちょっ
と答えてください。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 委員のご指摘、ありがとうございます。確かに二番町計画の検討ステップという形で、検討ステップを以前出させていただいておりますけど、今現状として、与件整理、日本テレビに基本計画の策定に向けて要望事項を整理したというような状況で、こういった事項を守って検討してくださいということを伝えたという状況でございます。これから基本計画をつくっていくという形でございます。その中で、おっしゃるように、次回のシンポジウムについては、これまで当然我々で整理した心配事の解消事項について、どのように今回基本計画の中で対応したか、あるいは対応できなかったらどういう形で対応できなかったなどを、しっかりと丁寧に説明して、地域の理解を得られるようにしていくというのが、区としてシンポジウムを通じて基本計画を説明する場をセットする立場としてやっていくべきことかなと思っておりますので、基本計画が出たらもうそれで何も言えないということではなくて、そういった形で、今まで頂いた意見をちゃんとどのように反映して、あるいはどのように反映できなかったかということも含めて説明をしながら、対話していくということかなと思っております。ありがとうございます。

○小林委員 まさにそうなので、そこはそのように進めてほしい。

ただ、今までのこういう再開発とか、建て替えというか、こういうものというのは、造るほうが強いんですよ。当たり前なんだけど、造るほうが、再開発。なぜかという計画を立ててやらないと、採算性もあるし。住民のほうは別に造るほうの採算性は考えていないんですよ。住環境とか地域を守るということを考えるから、どうしてもぶつかるところがあるんです。そこをどう調整するかというのが総合調整者である千代田区なんです。それがどっちに寄っているかで見られちゃうと、それは企業寄りじゃねえかみたく言われちゃうと、会議もうまく進まないんで、先ほどご答弁にありましたように、できるものとはできないものはあります。これはあるんです。できないものでもやってほしいものもあるんです。そういうのをどう調整するかなんです。

要するに、できないものはやらないんじゃないんですよ。できないものもあります。それも理解してもらわなくちゃいけないんです。だけれども、住民としてはどこまで、どこまでこれ、ある意味では聞いてくれるのというところを詰めなくちゃいけないんですよ。それが区の役割。じゃないと、話し合っただけで、ここはできません、できません、はいやりましょうといったら、もう初めから計画は変わらないということになるんで、そこがさっき言った、ある意味話合いのコアな部分なんで、その辺も心配なきように運営してほしいということなんです。

○加島まちづくり担当部長 今回の日本テレビさんの事業というのは、今までというか、普通の市街地再開発事業、各デベロッパーさんがやっている事業とはちょっと違うだろうなど。

○小林委員 違うよね。

○加島まちづくり担当部長 どこ、分科会でしたかね。事前事後だとかのそんなお話もあって、なぜやるんだということと言われたときに、建物を整備して終わって、いなくなっちゃうから、何にも、その後で何もできないよねと、指摘があっても何も対応できないよねと。そういったことのないようにということで、そういった再開発は考えていますけど、それとはもう全然違って、日本テレビさんの事業ということで、ここは日本テレビさんが

責任を持って整備するその後の維持管理、また、エリマネの活動の拠点もつくってもらふということなので、様々な、建物が建った後にも様々な日テレさんと会話する機会が十分あるんだろうなというふうに思っています。そこがまるっきり、一般的なというんですかね、それとちょっと違うので、ちょっとそういったところはやっぱり意識していただきたいなというふうに思っております。

基本計画の話に関しましても、先ほど課長が答弁したとおりですけれども、重々そこら辺も我々も思っていますし、日テレさんも思っています。いきなり出して、これで終わりだよと。このまま行くからとか、そういうことではなく、いろいろと意見の、できるもの、できないものはあるとは思いますが、できるものに関しては、今度は基本設計に反映させ、実施設計に反映させるということなので、そういった段階を踏んでやっていくということなので、ここはしっかりこの先をちゃんと見ていただくのが一番重要なことというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

○小林委員 そうなんです。それはいいんですけど、いいんですけども、ちょっと気になるのが一つあるのね。建った後はやっていきません。建つところを今言っているんですよ。建つところが問題なの、今。そっちをちゃんとやってくれないと、建った後は、先ほど役所も事前事後の、再開発の事前事後の評価というのをしてくれるというので、それ以上にやっぱり今度の日テレというのは事前事後がすごく大切な部分になるし、住民側、地域住民が分裂しないようにするには、もうまさにその部分なんで。だけれども、そこはそこでももちろんやるんだけど、建った後じゃなくて建てるところを今言っているのね。その建てるところで、どこまで要するに日テレも聞いてくれるのか。住民もどこまで安心してくれるのか。住民がどこまで、要するに住民も納得してくれるのか。これ、納得と説得の世界なんです。納得してもらって説得するんじゃなくて、説得して納得させるんじゃなくて、納得してもらって、その部分で進んでいくという部分なんで、その辺はやっぱり、もうそういう気持ちで言っていると思うんですけど、よろしいんですよ。

○加島まちづくり担当部長 建った後だけではなく、今も我々はそうやっているつもりなので、それはちょっと省いてしまいましたけど、（発言する者あり）そういったところですので、そういった視点を大事にして進めていく必要があるというふうに思っております。

○桜井委員長 はい。

岩田委員。

○岩田委員 まさに建てた後も対話という、そこなんです、本当に。建ったらもうこっちのものみたいなふうになってしまうような懸念があるというか、建てしまったら、その後、何を言っても変わらないわけですからね。まさかそれ、壊せというわけにはいけませんから。だから、その建てる前なんです、やっぱり問題は、で、責任を持ってと言っても、建てしまったらどうやって責任を持つのかというような気はするんですよ。

あと、住空間の悪化のところ、配慮するというようなお話がありました。でも、たき火はするというふうにおっしゃってましたよね。（発言する者あり）だから、そういうのもあって、ちょっとすごい不安なんです。（発言する者あり）

あと、今この段階で基本計画は出ていなくて、説明会をやったとしてもまた同じような内容になっちゃうよというふうなお話だったんですけども、でも、それでもいいと思うんですよ。今出ていなかった人も、より多くの人が出てきて意見を言ってくれるとか、日テ

しの話もちゃんとそのときに答えてくれるという、そういう場があればいいと思うので、それはぜひやっていただきたいと思っています。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 基本計画前でのシンポジウムの実施については、先ほど答弁させていただいているとおり、これ以上なかなか具体的な説明は、対応はできないと思っておりますので、基本計画ができた段階で実施していきたいと考えてございます。

○桜井委員長 はい。今、基本計画についての話というのはずっと長い時間をかけてやってきています。それでも、こういうことの心配事がある、こういうことの心配事があるという、そういうお話を繰り返していらっしゃるんですけど、基本計画についてはこういうスタンスでやるんですということについては、先ほどの小林委員の質疑から始まって、ずっとそういう答弁もそういうふうにきちっと頂いていますので、それ以外の質問だったらお受けします。

○岩田委員 すみません。

○桜井委員長 そういうことです。そういうことですけど、まだありますか。

○岩田委員 はい。

○桜井委員長 ありますか。岩田委員。

○岩田委員 すみません。課長の、ちゃんと答えていただきたいのが、今のままだったら同じような内容の説明会になっちゃうというところで、同じような内容でも、より多くの方を集めて、今回というか、今までも出てこれなかった方、2回目でも3回目でも、初めてこういうのを聞きましたという方がいるわけじゃないですか。だったら、多くの方に来てもらえるように、同じ内容でもいいじゃないですか。それで、多くの方の意見を聞いて、今回は日本テレビさんも、前回のように黙っているだけじゃなくて、日本テレビさんにも答えてもらうという、そういう会にすればいいじゃないですか。それだったらできますよね。

○加島まちづくり担当部長 2回か3回なのかと、いろいろ先ほど言われましたけれども、3回目のほうがかなり多くの方にご参加いただいたと。かなり今まで来られていなかった方も参加されたということなので、我々としてはそこら辺は十分かなというふうに思っています。

で、その参加、会議の最中ではないですけど、結構言われたことが、模型があり、地域の模型が今回あったんですけども、その中に、日テレさんの計画が出てくるものとばかり思っていたというのが結構な方に言われました。もう基本計画、私が2回目のシンポジウムのときに、次は日本テレビさんの基本計画をやはりお示ししないと、話がなかなか進まないというか、協議できないよね、ですということでお話したこともあったのかと思うんですけども、そういった形で、やはり早く日本テレビさんの、これ、言い方が悪いかもしれないですけど、賛成とか反対とかそういうことじゃなくて、計画を見るのをやっぱり早くしてほしいというのがかなりありました。1名だけではなくて、かなり数名あったので、我々としてはやっぱりそういったことをお見せしながら進めていくべきだろうという判断ですので、ここの、大変申し訳ないんですけども、陳情で要望されている基本計画の前に云々ということは、ちょっと区としてはやるつもりはございませんので、次のシンポジウムのときに基本計画をお示するという形が必要かなと思っております。

○桜井委員長 まだ続きますか。

○岩田委員 はい。

○桜井委員長 じゃあ、最後にしてくれますか。岩田委員。

○岩田委員 都計審の決議のところで、関係者の納得を得られるよう真摯な努力をし、慎重に進めること。で、こういう、何だ、陳情が出たということは、やはりもうちょっと慎重に進めていただきたいなという、そういう声だと思うんですね。なので、そこは同じ内容でも構わないので、またやっていただきたいと思っています。

○加島まちづくり担当部長 先ほどご答弁したとおり、次回のシンポジウムでは基本計画の提出が必要だというふうな区のほうの認識でございます。

○桜井委員長 はい。以上で。

○小林委員 確認。

○桜井委員長 えっ、今の件。

○小林委員 今の……

○桜井委員長 今の件。小林委員。

○小林委員 ちょっと僕は聞いていなかったかもしれない。確認したいんだけど、その次回というのはいつやるの。いつ予定している。

○桜井委員長 次回というのは第4回のシンポジウムということですか。

○小林委員 そう。シンポジウムはいつ予定していて、どんなことを考えているのか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 次回の予定でございますけど、こちら、今、日本テレビが基本計画を策定中なので、それが終わる時期がまだいつということを我々もまだ聞いておりませんので、それに合わせて実施するという形で、次回の内容でございますけど、基本計画を説明して、また併せて環境影響調査を説明しつつ、これまでの心配事と区民への意見への対応状況がどうかといったことを説明いただくという形で考えてございます。

○小林委員 ここのステップ、二番町計画の検討ステップの中では、結構非常に幅広なんだよね、言っていることが。与件整理をしながら基本計画を立てる。その基本計画の中は6か月以上。ここの今の、それで言うとどの辺りにいるの、ここの6か月以上のどの辺りにいるかというのを。それじゃないとさ、やっているから、やっているからといったって、分からないよね。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 このステップの中で、与件整理という形で12月に区長から日本テレビに要望した後、基本計画を検討開始しているという状況で、今、そこを進んでいるという形ですので、12月に要望して、それから……

○小林委員 3か月たったね。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 3か月たっているというような状況で、なので、まだ基本計画途中段階、策定まで途中段階というふうに認識してございます。

この基本計画、6か月以上と書いてございますけど、これは我々がつくるものではなくて日本テレビさんがつくるものですので、ちょっとどれくらいかかるかというのは、ちょっと幅がある可能性はあるということで、6か月以上という記載をしてございます。

○桜井委員長 まあ、細かな点までは分からないということだよ。

○小林委員 分からなくていいからね。いや、分からなくていい。でも、やっているんでしょ。終わらない計画なんかないんだよ。

○桜井委員長 それはそう。

○小林委員 だから、計画はいつをめぐりに終わりますかとか言ってくれないと、今、終わりますかじゃない、いつをめぐりに計画を策定していますとか言わないと、6か月以上となっているから、じゃあ、どんどん期待しちゃうよ。もっともっと聞いて、1年計画を立てるのか。じゃないでしょ。計画というのは終わるんです。どこかで計画を終わらせなかったら事業は進まないじゃないですか。それがどういうめどですかと。何日にしろ……

○加島まちづくり担当部長 先ほど担当課長が申し上げたように、基本計画、これは日テレさんがつくるものなんで、いつということは我々区からは申し上げられないといったような状況です。でも、私も前に説明したかもしれないんですけど、なるべく早めにやはり公表していく必要が、そのほうがいいたろうということなので、年度はまたいでしまいますけれども、年度をまたいで、なるべく早くシンポジウムは開催する必要があるかなというふうに思っています。ただ、シンポジウムの開催というのは、場所だとか、また広報だとか、バスだとか……

○小林委員 しっかりやってね。うん。しっかりやって。

○加島まちづくり担当部長 出張所だとか、そういったところがありますので、そういったことをちゃんとしっかりやって開催にこぎ着けなきゃいけないので、今、何月とかということはいえないんですけども、なるべく早くやる必要があるというような認識でございます。

○桜井委員長 はい。最後、小林委員。

○小林委員 最後。いいんです、そこのところは。それを、だからといって、すぐやりますよと言われても困る。だけど、やっぱりそこのところは、先ほどの答弁に非常に納得しているんで、基本計画が出ようが、出ようが、調整はフィックスされていませんと。これについては調整しますというところで、そう言われるから、調整するのは早いほうがいいかなと思っているぐらいで、そうすると、めどがあったほうがいいかなというロジックです、僕が言っているのは。そしたら、それに合わせて、どういうやっぱり地域の環境も話合いも進むでしょうし、先ほどから、区がこれを主でやっているけれども、いろいろな意見があるなら、民間の方だって意見を調整する、調整じゃなくて話し合っただけでまとめる必要もあると思うんですね。これ、全部、やる、やらない、やる、やらないと言っていたら、やりませんと言ったらできなくなっちゃう。意見はそこしかまとまりませんなんてことない。ないんで、やっぱり民間の方にもご協力、地域の方にもいろいろな意見を出してもらおうような協力しながら、やっぱり日テレさんとも、要するに公の会議だけで全部決まっていけば、これはこんなにいいことはないんだけど、そうじゃない部分もあるでしょうから、その辺も含めて僕は日程感を聞いたかったんで、その辺は日程感、急げと、一刻も早くやれなんて言っていないよ。ちゃんと調整をしながらやってほしいんで、そのめども持って、分かったらすぐ教えてくださいねという話ですので、よろしくお願いします。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 また日本テレビとも調整しながら、シンポジウムの時期についてまた明らかになってきましたら、またご報告させていただこうと思います。

○桜井委員長 はい。以上で執行機関への質疑を終了したいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。委員の皆さんから、扱いについてのことも含めて、本件12件の陳

情の取扱いも含めてご意見はございますでしょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 継続。継続。継続でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、本件12件の陳情につきましては継続とし、二番町地区まちづくり関連の陳情審査及び報告事項（2）を終了いたします。

以上で、日程1の陳情審査を終了します。

暫時休憩します。

午後0時08分休憩

午後1時20分再開

○桜井委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、委員会を始めたいと思います。

報告事項の（1）番と（2）番は既に終わっておりますので、（3）番、特別区道の通称名の設定についての報告を受けたいと思います。

○神原環境まちづくり総務課長 それでは、特別区道の通称名の設定につきましてご説明いたします。ファイルのほうは10、環ま03環境まちづくり部資料3をご覧ください。本件は日比谷100年通り商店会からの申請に基づき、特別区道の一部の区間に通称名を設置するものでございます。

項番1、通称名の概要についてです。今回設定する通称名は「日比谷100年通り」でございます。対象となる区間は、有楽町一丁目14番地先から有楽町一丁目3番地先まで、路線としては、特別区道千第121号及び第140号の各一部、延長は約274メートル、幅員はおおむね8から11メートルとなっております。

項番2、通称名の由来についてです。本通りはJR有楽町のガード沿いに位置する通りであり、地域として100年以上の歴史を有していることから、平成31年2月14日に開設された商店会設立総会において、全会一致で「日比谷100年通り商店会」という名称が決定されました。当該商店会は、地域における治安や環境の悪化に対する声を受け、区や警察署、有楽町商店会などと連携しながら、地域の健全化を目的として設立されたものでございます。令和8年3月時点で会員数は35と聞いております。このように地域における防犯の活動を通じて、現在では客引き行為の減少が見られ、安全・安心な環境の確保や商店会としてのにぎわい創出につながっている状況でございます。こうした地域の歴史や商店会の活動を後世に引き継ぐ観点から、商店会の名称を通称名として設定したいとの申請があったものでございます。

項番3、今後の予定についてです。今後のスケジュールといたしましては、まず区広報及び区ホームページ等への掲載、令和8年3月20日に予定しております。その後、通称名板の設置については令和8年度中を予定しております。

本件は法定の路線名称を変更するものではなく、地域の歴史や活動を尊重し、地域に親しまれる通称名を設定するものであり、今後のまちの魅力向上や商店のにぎわい創出にも寄与するものと考えております。

説明は以上です。

○桜井委員長 はい。報告を頂きました。委員の皆様からご質疑がございますか。

○大坂委員 今回のこの件については、商店街の通りについての通称設定ということで、

商店街というのは常に一体感というか、そういったものが必要だということを申し上げておりますので、こういった形で区道にもその名前がつけられるというのは大いに進めていただければなと思っていますので、特に、反対するとかそういうことではないんですけども、1点だけ、ちょっと質問というか確認しておきたいのが、この通称名の英語表記ですね。これが、今回「Hibiya 100nen-dori St.」という形で、これは恐らく商店会さんのほうからこういった形でやりたいというお話で、この名前になっているんだと思うんですけども、この何か基準といいますかね、そういったものというのがあるのかないのかというところを確認しておきたいんですけども。

というのは、いろいろといろんな場所で、こういった通りだったりだとか道路の名称だったりだとかを英語表記したときに、いろんな揺らぎが生じているのが今の状況かなと思っています、それがいいのか悪いのかというのはまた議論が必要なのかもしれないですけども、例えばここだと「100年通り」までで終わらせてしまうのかとか、「100年ストリート」でもいいんじゃないかとか、いろんな考え方がある中で、恐らく商店会の意向としてこれが出てきているんだろうと思うんですけども、今後そういったことも整理をする時期が来るのかもしれないですけども、今の段階でどうなのかについて、見解があればお聞かせください。

○神原環境まちづくり総務課長 こちら、通称名の設置に当たりましては、設定の要綱がございまして、名称の形といたしましては、〇〇通り、〇〇道といったのを原則にしております。通称名の現地表示につきましては、この英語表記、「dori St.」といったのを基本的には通称名板のほうに設置するというふうにしております。

○桜井委員長 いいですか。

○大坂委員 はい。

○桜井委員長 はい。ほかに。いいですか。この件はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。じゃあ、次に行きます。（4）番、五十通りの道路整備について報告してください。

○須貝基盤整備計画担当課長 それでは、ファイル番号11、環ま04、五十通りの道路整備についてのファイルをお開きください。環境まちづくり部資料4に基づいてご報告いたします。本道路整備は、歩道の設置、拡幅整備の事業の一つとして、令和5年度に測量等調査を実施し、令和6年度から協議会においてご意見をお聞きしながら整備内容を決定してきたものでございます。

項番1、工事概要をご覧ください。靖国通りと神田警察通りの間で東西方向にある一方通行の通りで、延長約350メートル、幅員11メートルの道路でございます。

項番2、整備内容です。現状2.25メートルの歩道を50センチ拡幅して、2.75メートルとします。また、バリアフリー化として、セミフラット型の歩道で、急勾配解消、ゼロ段差を行います。ほかに、歩道の保水性ブロック舗装、街路樹の新植、街路灯のLED化等を行うものでございます。

項番3、スケジュールですけども、令和6年度から今年度にかけて4回、地域の協議会でご意見を伺い、整備内容を決定し、契約手続を進めてきたところですが、不調となったため、契約締結までに至らなかったものでございます。今後、事業を進めるために、補正

と議決の手続が必要になるため、ご協力を頂くこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

報告は以上でございます。

○桜井委員長 はい。ご報告を頂きました。この件についてご質疑はございますか。

○岩田委員 これって、今、木が、例えば、生えている木があって、それを切って新しく植えるんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 五十通りには、今、街路樹はございませんので、新たに樹木を植えるということでございます。

○岩田委員 そうですよ。何度か通って、そんな街路樹はなかったんで。うん。それはそうだと思ったんですけど、歩道の幅が一応目的というか、なのに、街路樹を植えちゃったら狭くなっちゃうんじゃないかなと思って、そこはどうなんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 私どもの道路整備方針のほうでも、幅幅をすると、さらに2.5メートル以上幅員は取れているところには植栽もしていきたいという、そういう考えで、環境等にも配慮して、ここでも植えるということでございます。

○岩田委員 環境はもちろん考えなきゃならないんですけど、せっかく歩道を広くするためにと言っているのに、木が、種類にもよると思いますけど、だって50センチですよ、幅幅するの。そしたら、50センチといったら両手、何か手のひらを二つ合わせたぐらいで40センチ。木で、そのまま何か幅幅した分、木になっちゃったら意味ないんじゃないですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 街路樹が植わった部分に関しては狭くなるかもしれませんが、有効幅員2メートルは確保するという形で進んでおります。

あとこの計画につきましては、先ほど申し上げたとおり、地域の協議会の中でご意見を頂いて内容を決めてきたものでございます。

○桜井委員長 はい。そうだそうです。協議会の中。

入山委員。

○入山副委員長 五十通り道路整備についてですけれども、協議会が4回行われたと。近隣町会の方たち、関係者の方、お店の方とかも、たしかいらしたと思うんですけど、さらに五十通りの警察通り側には、今度、障害者・高齢者施設ができると。これに伴って五十通りもきちんとバリアフリーも含めた道路整備をしてほしいというお話だったと思うんですけども、改めてちょっと確認させてもらいますと、この通りについて、パーキングメーターについてはどのようになるんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちらのパーキングにつきましても、協議会の中でご意見を聞きながら進めてきたもので、あと警察ですね、警察との協議の中で、ここにはパーキングは残さないという形で整備内容が決定いたしました。

○入山副委員長 パーキングメーター、歩道を幅幅するということで、パーキングは全て撤去ということでしたね。

この協議会で、街路樹の選定とか、カラー舗装とかも選定されたと思うんですけども、何だ、自転車道についてはどのような形になっていますでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちらについても、ナビマーク、ナビラインという形で整備する予定となっております。

○入山副委員長 ナビライン、相互通行になると思うんですけども、しっかりと、先ほどの自転車道のことでもありますので、しっかりと周知をしていただきたいと思います。

この通りにつきましては、町会等々の皆様のご意見もありますので、しっかりと早く進めていただければと思います。

以上です。

○須貝基盤整備計画担当課長 地域の声を頂いて、そういう早くやってほしいという声を頂いておりますので、あと議員の方からも施設に合わせて完了するよというお声も頂いております。ただ、今回、契約手続、契約をする予定だったんですけども、不調になってしまったので、そのために、次なるべく早く契約ができるよう、また、先ほど申し上げたとおり、補正と議決、そういう手続が必要になってまいりますので、ご協力をお願いしたいと存じます。

○桜井委員長 はい。ほかにはいいですか。

岩田委員。

○岩田委員 その、パーキングメーターなんですけど、それを警察との協議でなくすという、その理由としてはどういう理由でなくすのでしょうか。その協議の中身として。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちら、先ほどもありましたとおり、自転車のお話の中で、今回このところは、パーキング、車がとまると、なかなか自転車も通りにくいというところがあって、あと、この幅員ですね、幅員の中で、パーキングメーターを設置すると車が、要するにその基準の中で、パーキングメーターは設置するような幅員ではちょっとここではないということで、今回はパーキングメーターを外したということでございます。

○岩田委員 つまり幅員を広くして、パーキングメーターのことを考えると、さすがに車が、車道が狭くなるから、無理だということではないんですよね。

○須貝基盤整備計画担当課長 通れなくなるわけではないんですけど。

○岩田委員 うん。もちろん、もちろん。

○須貝基盤整備計画担当課長 パーキングメーターを設置する基準として、この幅員では作れないということでございます。

○桜井委員長 富山委員。

○富山委員 今、私もパーキングメーターについてお伺いしたいんですけども、現時点で、このパーキングエリア、環まちの資料を拝見してまして、現時点でこのパーキングエリアにどれぐらいの利用者数がいらっしゃるものなんですか。大体でももちろん構いません。

○須貝基盤整備計画担当課長 申し訳ないです。今ここに、大体の利用者というところの数量というのは、こちらには今資料がございません。

○富山委員 環まちのホームページにアップされている資料を確認しますと、様々な理由により今回はパーキングは全面撤去となっているんですけども、現在の利用者数の状況によっては、この工事期間中に路上駐車なども発生してしまうのかなと思ひまして、やっぱり近隣の地域にほかにパーキングできるところがあったりとか、その期間、路上駐車が、違法の路上駐車が周囲で発生して、より何か事故を誘発しないようにだけ注意していただければと思います。いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 おっしゃるとおり、パーキングを撤去することによって、

その区間がちょっと無法地帯になってしまうということにならないように、警察と連携をしながら進めてまいりたいと存じます。

○桜井委員長 はい。ほかに。

○大坂委員 すみません。先ほど自転車の通行に関して、ナビラインの整備をするというお話があったんですけども、ここは一方通行じゃないですか。ナビラインは双方向になるのか、それとも一方通行になるのか。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちらの道路につきましては、この一方通行が自転車を除く一方通行になっておりますので、ほとんどの一方通行、こういう狭い一方通行に関しては、自転車を除く一方通行になっておりますので、ほかの自治体でもそうですけども、ナビマーク、ナビラインが車の方向とは逆向きの方向で、左側を通るという形で、そういう形で整備しているというのが実情でございます。

○桜井委員長 はい。ほかにありますか。

○小林委員 基本的なことを聞きたいんですけど、この道路拡幅工事を、再開発が神田スクエアがあったときに、もう既にきれいになっているんですけど、そのこのところにやらずして今やるというのはどういう理由ですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 もう終わったテラススクエアのところですね。そちらはそのときの、南北の通りを拡幅しております。拡幅整備しております。

○小林委員 それは分かっている。

○須貝基盤整備計画担当課長 東西については、そのときそういうお話がなかった。地域貢献という意味での、そのこの五十通りを全てやるというそういうものはなかったと。

○小林委員 いつからこの計画を出したんですか。五十通りの歩道の拡幅というのを。要するに何が言いたいかということ、こういうのというのは再開発と一緒にやるんですよ。もったいないから。3分の1以上でしょ、神田スクエアの歩道の長さって。そういうのに合わせてやらないと、一番住民が困るのは、年度末に道路を掘り返したり、もうきれいになったところをまた壊してまたやり直すというのが非常に無駄に見えるし、あんまりいじってほしくないんですよ、普通はね。それをあえてこの再開発をよけて、また区がお金を出して3分の1の長さもやるというのは、どういう計画でやっていたのと聞きたいんですよ。

再開発はもう10年、20年の世界ですよ。分かっている、かなりのあれなんで。そこをあえてその再開発を避けて、もう終わってから、新たな、再開発、建て直しね。建て直しのときにでかい建て直しはやってもらっていますよ、大きな敷地の再開発のときは。道路の協力はしていただいているじゃないですか、区は。それをあえて避けて、今新たにお金を区が出してやるという、極端な話を言えば、無駄遣いに見えちゃうような予算措置を何でするんですかと聞いて。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 神田スクエアの開発の時点の道路整備を一体的にやらなかった理由ということで、私、神田地域まちづくり担当課長のほうからお答えさせていただきます。

ちょっとろ覚えな部分もあって申し訳ないところはございますが、まず神田スクエアについては、事業者1社の事業ということで、神田警察署跡地、旧神田警察署ですとか、電大跡地の一体的な取り込んだ開発だったということで、市街地再開発事業ではなかったということなんです。手法としては総合設計制度を使って、建て替えというか、一体的な整

備を行ったという実態になっております。

その中で、神田スクエアの整備を進めるに当たりまして、神田、地図の位置図を見ていただきますと、神田スクエアの東側の南北道路、また西側の南北道路につきまして、靖国通りまで、神田警察通りから靖国通りまでの区間、歩道の部分のカラー舗装であるとか、そういったものを地域貢献として整備しております。また、五十通りにつきましては、断面構成を変えず、歩道の幅員構成は変えずに、神田スクエアの北側のちょうど赤い五十通りと書いてあるこの真ん中の区間だけカラー舗装を同様に整備しているということで、区として五十通りに計画を当時持っていたというわけではなく、神田スクエアから連続する部分について、ここを神田錦町の核にしていこうという中で、引込みをできるようなカラー舗装を事業者として行ったということになっております。

○小林委員 説明は分かりましたけど、五十通りの要するに南北、南北はこれ、住民の方ももう非常に、ある意味では、どうなっているんだとか、要するにこここのところをやって、右のほうからやったのかな。こちらのほうからやって、それで今度こちらに来るときに、やっぱりバリアフリーができていなくて、工事、もちろん工事しているから、できていなくてと、非常に困っていて、やっと南北ができた。今度、東西をやるという話なんだけど、そのときに、今の説明で言うと、五十通りのその前の総合設計でも何でも区はお願いしているじゃないですか、歩道整備は。それをあえて、もう、だったらこの部分というのは区としては、いじらなくていいの。五十通りのところ。このスクエアのところは全くいじらなくて大丈夫と。もう織り込み済みでやったから、その反対の左右をやればいいということですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 基本的に総合設計による開発事業において、周辺道路整備を義務づけられているというわけではないということがまず大前提とありながら、一方で、やはりこの地域の核にしていきたいという中で、南北2路線及び五十通りの中心部の部分、当時は五十通りという名称もついていなかったと記憶しております。そうした中で、どこまで結局これはできる、事業の中で周辺整備を、環境整備をできるのかという中で協議した結果の形という形で認識していただければと思っております。

○小林委員 これ、答えて。（発言する者あり）答えてください。質問に答えて。いじらなくていいんですかと聞いているんです。

○加島環境まちづくり部長 いや、いじる必要はあります。で、今、ちゃんと整理しますと、神田スクエアのこの竣工のときに、東と西の東西や南北に渡る道路、靖国通りから神田警察通りまでやったと。これ、歩道の拡幅もしているんですよ。

○小林委員 知っていますよ。よく使いますから。

○加島まちづくり担当部長 はい。私も担当していたので。

それで、五十通り、北側の五十通りに関しては、五十通り全体の整備というものはまだ決まっていなかった。その当時。その当時決まっていなかったので、その当時できることとであれば、表層をきれいにすることです。その表層をきれいにすることはそのときやったということですよ。

今回、五十通り全体を歩道の拡幅をするので、こここの部分も含めて歩道の拡幅をします。で、整備はやり直すという形になるといったようなところなので、そこはそういったご理解をしていただけるとありがたいかなと。

○小林委員 いや、ありがたい——ありがたなくて、要するに無駄だろという話よ。理解するけど。なぜかという、南北は、こちらがやるとき区が金を出して靖国通りまで整備したんですよ。同じことなんですよ、こっちも。やっているときに、区が整備して、要するに東西もやるわけでしょ。こちらの道路整備のときは、協力していただいた。神田スクエアに協力していただいて、だって、靖国通りまで出る部分は神田スクエアは関係ないから区がやったじゃないですか、両方とも。結構これもいろいろな意味で住民から困るような苦情もありましたけど、きれいにできました。今度こちらですよ。今までは計画がなかったといえども、こんな大きなところの350メートルのうちの100メートル以上をもう一回いじるというのはもったいないですよ。

だから、計画というのは、この五十通りは名前はなかったとしても、できるときにこちらのことを想定して本来はやるべきだったんじゃないでしょうかと聞いているんです。じゃないと、もう一度やり直さなくちゃいけないわけでしょ、新たに。そこのところはやっぱり、こういう道路というのは一度造っちゃったら、もうほとんど10年、20年いじらないんだから、せっかくやるのであれば、お金をかけずにこういう企業協力者のいるときにやるべきだったんじゃないですかと言っているんです。

○加島環境まちづくり部長 おっしゃられることはよく分かります。ただ、五十通りがいつ頃区のほうで整備するということところが、まだその当時は決まっていなかったのかな。優先整備路線みたいな形で何年後かにやるよということであれば、そういった視点も非常に重要だということところで、そこで、どこまで、その当時どこまでお金をかけてやるかということところは非常に重要だと思うんですけども、神田スクエアができたときに、やはり周りもそれなりに美装化している必要があるだろうということ、区の判断でそういったことでやりましたので、今回はそれを踏まえて五十通り全体をやり直ささせていただくということでございますので、そこは申し訳ありません、そういったご理解を頂けるとありがたいなと思います。

○小林委員 最後にします。理解はします。でも、今後、今後のことです、もう。ここをやめろとかやれとか言うんじゃないで、もうやるんです。やってほしいです。早く。だけど、今後のことを考えると、やっぱりこういう総合設計にしても再開発にしても、大きな面をつかんで、歩道、歩車道を整備する部分については、やっぱりいろいろ考慮して、そのときに、こちらがどうなるかということもやっぱり今後考慮してやっていかないと、やっぱりもったいないことになっちゃうんで、その辺は予測はつかないわけではないんで、この通りの中で言うと。部長みたく経験の深い方は容易に予想ができるんじゃないかと思えますし、やっぱりそういうところを、今後、再開発にしても、再開発は大きい面なんであれなんですけど、こういう総合設計制度でも、こういう広い歩道を整備していただく、これは先ほどご答弁がありましたけど、それは別に義務でも何でもないんで、もうお願いベースなんでしょうけど。でも、お願いベースでも、きれいにしていくところは、なるべく事業者のお力も借りながら、道路ってお金がかかるんで、また掘り直せば。やっぱり同じように道路を一気通貫にするには、ここだけ違うというわけにいかないわけだから、その辺は今後配慮していただいけませんか。

○加島環境まちづくり部長 今おっしゃられたように、市街地再開発事業だとかそういったところで、今まで空地だとかそういったところで容積というのはあったんですけど、今

はもうそういうだけではないだろうということで、かなり域外貢献というものも重視していくようになったというところです。ただ、域外貢献をやらせることによって、やってもらうことによって、また容積だとかそういったようなところもありますので、何でしょう、そのバランス。

○小林委員 バランス。

○加島まちづくり担当部長 ええ。そういったところが大事なというふうに思います。一方で、そういったきっかけがないと、なかなか、ここをやりたいんだけど、区はやりたんだけどやっぱりほかのところだとかというのもあるんで、地域にとってはやっぱりそういったきっかけの中でやってほしいというお言葉も、ご要望もあるかと思っておりますので、そこら辺は慎重に取り扱って、進められるべきところは進めていくという形でやっていければいいかなというふうに思っております。

○桜井委員長 ほかにありますか。

○岩田委員 もしも、これはお願いなんですけども、もしも変更というか、今がどのようなかはちょっと分からないですけども、もしも今のがちょっとあまりよくないんだったら変えてもらいたいなというのが、保水性のブロックも種類があるじゃないですか、いろいろ。その中でも、雨が降ると滑るやつがあるんですよ。なので、なるべく滑らないようにしていただければなという、もしもそういうふうに変えられる、変えられるって、今が滑るのか滑らないか分からないですけども、もしもそういうところが何か考えられるのであれば、お願いしたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 今、一般的に使われているやつは、スリットがついていて、滑りにくいような形になっているものでございます。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。じゃあ、次、行きます。

5番目、ウォークブルなまちづくり及びエリアマネジメントの取組について報告をしてください。

○榎原エリアマネジメント推進担当課長 それでは、報告事項の（5）番につきまして、ファイル番号12、環境まちづくり部資料5をご覧ください。

まず、資料の1ページ目、項番1についてです。昨年度実施をしたウォークブルなまちづくりの活動につきましてご報告いたします。区は、都市計画マスタープランで示す将来像「つながる都心」の実現に向けた取組として、令和4年6月にウォークブルまちづくりデザインを策定し、以降は3年間にわたりプレイスメイキングの実証実験を行ってまいりました。本格実施としてスタートを切った本年度については、第一弾、第二弾に分けて募集を行った結果、計17件ご提案を頂きまして、うち14件を採択いたしました。そのうち1件開催に至らなかったものもあつたんですけども、実施した活動の名称、開催場所、実施日、活動内容は資料に記載のとおりとなっております。それぞれ多様な方法によりまして地域内の回遊を促したり、パブリックスペースに滞留空間、子どもの遊び場等を創出するなど、参加いただいた方の満足度が高い取組が行われております。

なお、各案件について詳細な活動報告書についても提出を求めておりまして、こちらは準備が整い次第、区のホームページで公表をいたします。実施までのスケジュールであつ

たり、どのような準備を行ったか、こういった実施体制を取ったか。また、それ以外にも広報活動の手法であったり、取組を振り返っての成果、課題、収支状況等が資料の中で整理を頂く予定となっております。

続いて、資料の2ページ目、項番2をご覧ください。来年度4月13日に、区役所にて（仮称）ウォーカブル交流会を開催したいと考えてございます。こちらは初めての試みでありまして、各団体間の情報交換、また、交流の機会を設けることで、今後の継続的な活動に向けてヒントを得ていただいたり、連携をして、より充実した活動を行っていただく等を目的とした内容となっております。活動発表についてはウォーカブルなまちづくりに関心のある方に広くご覧を頂きまして、その後の活動募集への応募の参考にもしてほしいと考えております。

続いて、項番3をご覧ください。来年度のウォーカブルなまちづくりの活動については、広報3月20日号で募集の案内を行う予定となっております。4月以降に区ホームページにおいて詳細をご案内する予定です。採択の件数は今年度と同程度を予定しておりますが、募集は分割せず一括で行いたいと考えております。各委員の周囲でも取組に関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひ区へお声がけいただけるようお伝えいただくと幸いです。

最後に、項番4をご覧ください。こちらは予算特別委員会の分科会で拡充内容としてご説明した点となっております。今年度はウォーカブルなまちづくりと一体的にエリアマネジメントへの支援を検討してきたところです。その結果として、来年度は試行的にエリアマネジメント団体の認定制度を開始し、資金面や手続面での支援内容について検証を行ってまいりたいと考えております。認定団体の募集概要については資料に記載のとおりです。なお、今回については、過去にウォーカブルな事業に採択された実績を持つ団体を2団体認定したいと考えております。

ご報告につきましては以上です。

○桜井委員長 はい。ご報告を頂きました。委員の皆さんからご質疑はございますか。

○富山委員 ウォーカブルなまちづくりの取組について、こんなにたくさん多くの取組が採択されるということなんですけれども、いま一度、ウォーカブルなまちづくりの取組ってこういったものを目的にしているのかということについて、この活動内容を拝見しても、それぞれいろんな目的があると思うので、もう一度教えていただきたいのと、今回17件のうち14件採択になったということで、3件不採択で、それが、言える範囲で、こういった事情で不採択になったのかも教えてください。

○榊原エリアマネジメント推進担当課長 まず、2点ご質問いただいたうち、1件目、ウォーカブルの目的に関してですけれども、冒頭ご説明の中でも申し上げました、まちづくりの最上位計画である都市マスタープラン、こちらの将来像としては、つながる都心という目標を区としては掲げております。この目標を実現するために、一つ、ウォーカブルという手段があるんじゃないかということでこれまで検討を行ってまいりましたが、そのウォーカブルの目的としては、歩きたくなるまちをいかにして実現するかという観点で、これまで様々な実証実験等を行ってきました。その手段として、この実証実験、主にソフトの事業として、歩きたくなる場所、道をどのように実現していくかという観点で、いろんな事業を実施していただいているところです。

今年度の採択した14件以外に、確かに不採択になった案件があったんですけども、主に地域との調整がまだ済んでいない段階で募集を頂いていたものについて、ちょっと実施には時期尚早ではないかという観点から採択できなかった案件が何件かあったというところがございます。

○富山委員 ありがとうございます。今、不採択の理由でおっしゃったみたいに、地域との合意形成がまだできていなかったというところなんですけれども、そういった関係で、実は先に同じような事業をしていたのに、後から、悪く言ってしまうと、まねをしたような事業が採択されていてということをお伺いして、何で私達のは駄目なのに新しく始めたほうが、というご意見があったりしたんですけども、そのところというのは現在認識されているのかということをお教えください。

○榊原エリアマネジメント推進担当課長 恐れ入ります。ちょっと具体的にどの案件が、今、委員からご指摘いただいたものに該当するかまではこちらで把握はできていないんですけども。選定を行うに当たっては、客観的に審査を行った上で、あくまで公平に判断をしているという認識はございますが、今おっしゃっていただいたような観点で、不公平が生じないような選び方というのは次年度も注意してまいりたいというふうに考えております。

○富山委員 4月以降はそういうところにも注意していただきたいと思います。

あと、もう一点、今回、この取組について、何件かだけLINEとかXとかで流したりされていたと思うんですけども、全ての事業は流されていなかったような気がして、そういうところはどこまで分けていたのかということと、やっぱりそういうところで不平等感を感じてしまうのはよくないと思うので、統一していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○榊原エリアマネジメント推進担当課長 各事業の取組をどう周知していくかということについては、各主催団体と区の中で協議をしながら検討はしております。その中で、主催団体からSNSを使った周知を区のほうからもお願いしたいというお申し出があれば、それについては漏れなく実施をしているというふうに認識しております。また、そういった手段があるということについても漏れなくお伝えはしている認識ではございますが、そちらも漏れがないように、次年度の周知方法の一つとして、区も協力できるということについては確かにお伝えしたいというふうに思います。

○富山委員 最後になります。恐らく区に様々な事案で関わっている方は、Xとかでもやっってくださいと言いやすいんですけども、そういうことを知らない方もいっぱいいらっしゃるんで、区のほうからも働きかけるようにしていただきたいと思っております。

最後に、令和8年度から始まる認定制度についてなんですけれども、現時点でどういった団体を認定する予定か決まっておりますら、教えてください。

○榊原エリアマネジメント推進担当課長 まず1点目のご意見、SNS、Xを使った周知について、ありますということについては、区から確実に伝えることができるような形で実施してまいりたいというふうに思います。

2点目の団体認定の制度につきましては、まだ引き続き整理を行っている点もございまして、大きく、要件としては三つ考えているところです。1点目は、公共的な空間を活用し、地域において良好な環境や地域の価値を維持向上させるための活動を行う団体。2点目は、地域関係者等との連携が図られている団体。3点目は、千代田区で実施したウォー

カブル事業において過去に採択をされ、活動した実績がある団体と。こちらについての要件は満たした上で、あとは出していただく書類等を基に選定を行いたいというふうに思っております。

○富山委員 すみません。1点追加で確認なんですけれども、ということは、団体の大きさだったり規模感とかは全く現時点では想定されていないのでしょうか。

○榊原エリアマネジメント推進担当課長 今おっしゃっていただいたとおり、団体の規模等を基に選定をするということは考えてございまして、先ほどの3点を中心に、該当している団体であれば、そこについてはフラットな評価をしていきたいと考えています。

○富山委員 ありがとうございます。

○桜井委員長 はい。ほかにありますか。

○小野委員 今回は日頃のウォークカブル、トライアルから始まって、そしてたくさんの方が応募して、新たにエリアマネジメントの活動団体の認定制度というところまで入っていったんだということ、ちょっと確認なんですけれども、今年度実施されたものが全部で13件ございます。こうしたところで、様々な相談に乗りながら採択後も進めてくださっているということは理解をしているんですけれども、3番のところにある（4）の活動への支援内容というのが3点あります。この中で、一つ目の実施場所確保に関する関係者とのコーディネートとありますけれども、これは具体的にどういうことを指されているのでしょうか。

○榊原エリアマネジメント推進担当課長 こちらについては、各団体、活動をどこを使って行いたいかという希望ももちろん提案の段階でお示ししていただくんですけれども、やはりその場所が、道路管理者であったり交通管理者と協議をしていく中で課題があったりですとか、実現が難しい部分も中にはあったりしますので、その辺り、区も調整の中に一緒に入りまして、実現に向けて関係者との間を取り持つような形でコーディネートを行っていくと。そういった支援をイメージしております。

○小野委員 分かりました。ということは、手厚くやったださっているのかなというところを理解しました。ということは、これ、4番の（6）にある活動への支援内容の1、公共空間等の使用に関する手続きの調整という、これと似ているという捉え方でよろしいでしょうか。

○榊原エリアマネジメント推進担当課長 今ご指摘いただいたとおり、エリアマネジメント団体、認定団体に対する支援の1番で挙げているものについても、趣旨としては同様のものを考えているところです。

○小野委員 分かりました。これ、4番のほうは、もしかしたら組織的にある程度確立されたところが採択をしていくのかなということが想定できるんですけど、3番については、まだやり慣れない方々、そういう方々もチャレンジでやられる方が多いと思うんです。昨年のを振り返ってみると、やはり夏に実施されたもので、救急搬送の一手手前とか、またはほぼそこに近いような状況に陥っているようなウォークカブルもあったというふうに記憶をしております。ですので、場所を調整するときのコーディネートというのも非常に大事なんですけれども、プラスアルファでアドバイザー的な方がいらっやらないと、やっぱりイベント中の保険は入っているけれども、そもそも、これがこういう事故につながりやすいんじゃないのというような助言が必要なんじゃないかなと感じるところがあるんです

けど、その辺りについてのご支援というのはいかがでしょうか。

○榊原エリアマネジメント推進担当課長 4番のエリアマネジメント活動団体の認定につきましては、次年度については、イメージとしてはウォークアブルなまちづくり、今回も実施をされた団体がございますが、こういった団体が継続的に取り組んでいきたいというような背中を押すための制度というふうに考えておりますので、その組織立った形で実施していないところもちろん検討の俎上にはのっかってくるのかなというふうには考えているところです。そういった意味では、イベントにまだ慣れていなかったりですとか、どういふところに注意をすべきかということについても、十分に、もしかしたら把握されていない団体も対象になってくる部分もあるかと思っておりますので、現時点でそうしたイベントを総合的に支援するようなアドバイザーというようなものについての支援方法については、まだ具体的なものはないんですけども、今ご指摘いただいた点も踏まえて、各団体にどういふ、例えばですけど、健康面の配慮というところでどういふ視点が必要かというようなものについては、少なくとも区からはそういった視点についての指摘というのはいってまいりたいというふうに思っております。

○小野委員 ありがとうございます。ちょっと私も混在して言ってしまったんで、分かりにくかったと思います。3番の（4）の活動支援のところのコーディネートというのと、それから4番の（6）の4番のコーディネーター派遣というのがあるので、何らか明らかに違うんだと思うんですけど、3番のほうでやられる方というのは、意外と不慣れな方が多いのかなという認識をしておりますので、どちらかというところに対する支援という意味で、今質疑をさせていただきました。

○榊原エリアマネジメント推進担当課長 すみません。大変失礼いたしました。そういった不慣れな方に対する支援というところについては、まだちょっと具体的に、こうしたものがということについてのアイデアは持っていないんですけども、注意が必要な部分というのは確かにご指摘のとおりでございますので、そういったところについての配慮というのも考えてまいりたいというふうに思います。

○小野委員 よろしくお願ひします。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

大坂委員。

○大坂委員 3番のウォークアブルなまちづくりの活動募集予定のところなんですけれども、活動期間が令和8年12月末までじゃないですか。それで、これが12月で活動が終わってしまうことについての何か理由があるのかなというのを確認したいんですけども、というのは、冬とか春とか、もうちょっと暖かい時期に活動できるほうが需要があるんじゃないのかなというふうを感じるんですけども、何か意味があれば。

○榊原エリアマネジメント推進担当課長 こちらの活動期間、採択後、6月から12月末というふうに設定をした理由としては、今年度、13団体、採択をした結果、やはり寒い時期に関しては、なかなか活動が活発に行われなかった実績があるというふうには考えております。大半の事業が年内には設定をしてきたというようなことも分かったこともありまして、一旦、1月以降の特に寒さが厳しい期間ということについては、実施期間の対象にはしていないということがございます。

また、最終的な報告書を作成いただくということを先ほど申し上げましたが、これにつ

いても、やはり各団体、一定期間が必要だというようなお声も頂いておりますので、あまり年度末ぎりぎりまで実施期間を設けて、報告書のほうがおざなりにならないというか、しっかりしたものをを出していただくという観点から、今回については12月末というところを一つの区切りに設定しております。

○大坂委員 事務的な部分というのが重要な部分もあるのかもしれないですけども、ということは、団体によっては、もしかしたら春、暖かい時期、桜の時期に何かやりたかったけれども、そういった事務的な問題でそう設定せざるを得なかったというケースも、もしかしたらあるかもしれない。今回はこれでいうところではあるのかもしれないですけども、やはり千代田区は桜がきれいですし、人々が活動し始める時期でもありますので、その部分で何かしらできるような仕組みづくというの、これから先、次年度以降、検討していかなくちゃいけないのかなと感じるんですけども、いかがでしょうか。

○榊原エリアマネジメント推進担当課長 委員がおっしゃったとおり、やはり桜もそうですし、あとはゴールデンウィーク付近の非常にいい時期に、こういったウォークブルの企画ができたらというようなお声は確かに実態としてもございますので、どちらかという、6月中から今スタートしているものを、何とかもう少し早くスタートして、より選択肢が多い状況で皆さんにご応募いただけるというのは、理想的な形かなというふうに考えておりますので、どういった期間の設定ができるかということについては、次の宿題ということで、ぜひ考えてまいりたいというふうに思っています。

○桜井委員長 はい。ほかにありますか。

○入山副委員長 ウォークブルなまちづくりということで、前回までプレイスメイキングという名前で行われていたと思うんですけども、今、大坂委員が言ったように、実施日というものに対してもう少し精査したほうがいいかなというところと、あと、1日だけとかというイベントもあると思うんですけども、なるべく継続したまちの流れとかというものも考えたほうがいいのかと思うところです。今回この活動で、何か大きな課題的なものというのはあったんでしょうか。

○榊原エリアマネジメント推進担当課長 実施日の設定に関しては、先ほど申し上げたとおり、確かによりよい季節に幅広い選択肢の中から選んでいただけるような仕組みというのは、次の宿題という形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、歩きたくなるというようなことを趣旨として考えている以上、単発のイベントということではなくて、継続的にいかにこうした取組を実施していただけるという視点は、ただいまご指摘いただいたとおり、非常に重要だなというふうに認識をしております。課題という意味で言うと、それがなかなか実現するのが難しいというところはどうしてもあると思っております、それはやはり資金的な問題であったり手続が煩雑だというところが各団体からお声がけいただいているところですので、そういった点を解消するためにも、今回新たに、次年度から予定をしておりますエリアマネジメント団体の認定制度というものをうまく生かしながら、課題解決を図っていければというふうに思っています。

○入山副委員長 ありがとうございます。その課題が、今度4月13日に話されると思うんですけども、この、ここに参加される方というのは、活動を行った団体とそれに興味のある方ということなんですけども、大体どれぐらいの活動団体が来て、何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○榑原エリアマネジメント推進担当課長 報告2点目のウォークブル交流会についてご質問を頂きました。今回は活動発表と交流の場というようなプログラムで考えておりますが、活動発表についてはまだ調整中ではございますけれども、おおむね5団体程度に行っていただく予定を想定しております。また、交流の場については、今年度ウォークブルな取組を行った全団体にお越しいただける予定で調整をしております、各団体から何人かずつお越しいただける想定とすると、かなりの数の方にお越しいただけるかなというふうに思っています。

また、関心を持っている方、これから取り組んでみたいというふうに考えている方については、ちょっとこれもどういう形でご覧いただくかということについては調整中ですが、例えば配信という手段が取れば、会場のキャパに関係なく多くの方にご覧いただくということも考えられるかなというふうに検討しております。

○入山副委員長 ありがとうございます。活動発表、交流の場を、交流会ということで、しっかりと意見の話し合いをしていただければなと思います。

ちょっとエリアマネジメントの活動団体についてお伺いしたいんですけども、この活動期間というのが、認定後から8年12月末、団体認定期間は1年間と書いてあるんですけども、これはどういったことなんでしょう。

○榑原エリアマネジメント推進担当課長 ただいまご指摘いただいた点についても、あくまで今回については、ウォークブルな取組を複数回実施していただくという観点から、エリアマネジメント団体の認定を行うという想定をしておりますので、ウォークブルな取組と同様、今年度の傾向を見て、活動自体はおおむね12月末までに集約されるのかなという認識をしているところでございます。

○入山副委員長 1年間で何か結果を出さなきゃいけないとか、そういう意味ではないと思うんですけども、あと活動費用の補助の50万というものに対しても、エリアマネジメント団体をつくるに当たって、やっぱり一番は費用の問題が一番かかってくるのかなと思うんですけども、そこら辺について、この金額についてはどのようにお考えでしょうか。

○榑原エリアマネジメント推進担当課長 3番でご報告をいたしましたウォークブルな活動の募集につきましては、これは、今年度と変わらず、来年度も活動の基本的な支援については、上限額30万円という設定を行っております。エリアマネジメント活動の認定制度につきましては、50万円という補助金を想定しているんですけども、ウォークブルな取組、1回当たり上限30万円というところでございますが、1回行った際に準備できたものを引き続き継続して活用する場合について、2回目以降については、一定程度費用の低減ということも図れるのではないかとということに基づき、30万円、1回目かかったとしても、2回目以降については、コストが低下した結果、50万あれば最低2回以上は開催ができるのではないかとことこの背景で金額の設定を行っております。

○入山副委員長 最後に一つお伺いしたいんですけども、今回50万と。で、また1年間ということなんですけど、しっかりとエリアマネジメント活動団体の認定ということで行っていただきたいんですけども、この最後のコーディネーター派遣というのは、事務局とか事務とかそういった意味ではなくて、あくまでもコーディネーターということでしょうか。

○榑原エリアマネジメント推進担当課長 まず1点目の金額の設定の方法につきましては、

来年度試行的に行うということをお願いしましたがけれども、この金額設定が果たして妥当だったかどうかということについても、やはり検証が必要だなというふうに考えておりますので、その検証結果を踏まえまして、その後の展開についても考えてまいりたいというふうに思っております。

また、活動の支援のうち、コーディネーター派遣というものについては、何か限定したものを想定しているものではなくて、エリマネ団体として必要な支援があれば、それに対してのコーディネーターを派遣する用意があるという想定で記載しておりますので、幅広い何かご相談を頂ければ、コーディネーターの派遣ということも検討する余地があるかなというふうには認識しております。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。じゃあ、次、行きます。6番目、霞が関・虎ノ門地区のまちづくりについて説明を受けます。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 それでは、報告事項（6）霞が関・虎ノ門地区のまちづくりについてご説明させていただきます。本地区については、これまで東京都、港区とも連携し、事業者と協議、調整してまいりました。本都市計画については、内閣府が認定する国家戦略特区制度を活用することとなっております。先週3月9日に国家戦略特別区域会議が開催され、今後、都市計画手続に入っていく段階となりましたので、本日もご説明させていただきます。

それでは、ファイル番号13、環ま06、霞が関・虎ノ門地区のまちづくりについてをご覧ください。

1ページ目、計画概要でございます。まず本計画地の場所でございますけど、左上の位置図をご覧ください。本計画地は千代田区と港区の両区にまたがっており、北側が千代田区、南側が港区となっております。本計画地は、ご承知のとおり霞が関の官庁街の南側に位置し、西側は桜田通り、南側は外堀通りに接するとともに、南側に隣接して地下鉄メトロ銀座線虎ノ門駅がございます。

続きまして、地区の主な課題でございます。大きく2点記載してございます。1点目は、先ほどの虎ノ門駅の課題でございます。駅南側に隣接する再開発によりまして、駅まち一体の整備が進んでいるものの、北側は未整備の状況で、駅内外が混雑し、バリアフリー動線も不足してございます。2点目は緑のネットワークの断絶でございます。外堀沿いの緑が断絶している箇所があるとともに、緑地率が低い状況があります。

続きまして、まちづくりの経緯でございます。記載のとおり、平成27年3月から地権者で構成される勉強会が始まり、平成31年には再開発準備組合が設立、その後、行政計画が進みまして、本年2月に都市再生特別地区の提案がなされました。

続きまして、計画概要でございます。まず、資料右側の中ほど、現況図をご覧ください。本計画地は、間に、東西に特別区道の千港2号を区境に、北側が本区、南側が港区となっております。地区内には築年数50年を超える建築物や旧耐震の建物も複数存在している状況がございます。

次に、その下の配置計画図をご覧ください。本計画は、A、B地区と2事業に分かれておりまして、一つの都市計画で事業は二つに分かれ、A地区は市街地再開発事業、B地区

は任意事業により実施し、A地区のほうは南北の街区を一体化して、特別区道千港2号は南北の区道、区画道路にかけ替える予定でございます。

次に、建築物等の計画概要、資料右上をご覧ください。地区全体区域面積1.4ヘクタール、容積率1,550%、延べ床面積16万平米、主な用途は事務所、店舗等でございます。高さ、階数、工期等の詳細は記載のとおりでございます。表の一番下の行、事業手法が記載されてございます。都市再生特別地区は東京都決定、地区計画、市街地再開発事業は千代田区、港区決定となりますが、冒頭申しましたとおり、国家戦略特区制度を活用していくため、内閣府に認定され、最終的に決定されていくこととなります。

関連して、2ページ目をご覧ください。こちらが昨年11月に開催されました国家戦略特別区域会議資料でございます。資料左側、ちょっと黒塗りになってございますけど、こちらについては他地区の内容ですので黒塗りにさせていただいておりますけど、霞が関・虎ノ門地区が都市再生を推進するプロジェクトに追加され、今後、都市計画法の特例活用に向けて進められていくことが決定されたという内容でございます。

続きまして、3ページ目をご覧ください。千代田区等が決定する地区計画に関連しますので、東京都決定となる都市再生特別地区での都市再生への貢献の概要を説明させていただきます。貢献は大きく3本柱が掲げられております。一つ目は、さっきの課題に申し上げましたとおり、虎ノ門駅の混雑緩和、あるいはバリアフリーへの対応、また、東京の新たなランドマークとなる交通結節機能の形成をしていくという内容でございます。資料右下段の整備イメージにあるとおり、地域のシンボルとなる駅まち一体空間を形成して、周辺も含めて緑豊かなウォークラブルな道路環境整備等により、歩行者ネットワークを形成してまいります。二つ目、オレンジの部分でございますけど、官庁街に隣接するオフィスエリアの特性を生かして、官民連携ハブ等の都市機能を導入する予定。3本目の柱としましては、雨水や地中熱による環境負荷低減、あるいは防災対応力の強化として、一時滞留スペース等の確保によって防災性の向上を図っていくということでございます。

続きまして、4ページ目でございます。先ほどの三つの貢献のうち、インフラ整備についてご説明させていただきます。交通結節点の形成や、シンボルとなる駅まち空間の形成について、左下の図のように、ラチ内外が狭小でバリアフリーが未対応という課題がありまして、民地も活用しながら駅内外を拡充し、バリアフリー動線の整備もなされるという状況でございます。また、右のように、地下階にタクシー等の乗降場の整備や、地上での小型モビリティポートの整備によって、地下鉄駅とほかの交通手段がシームレスにつながっていくといったことの機能強化も図っていくといったところでございます。

続きまして、5ページ目をご覧ください。インフラ整備のうち、緑豊かなウォークラブルな道路環境整備についてです。外堀、あと周辺のうち、当エリアは緑のネットワークが途絶えているエリアになっておりますので、本計画地北側に、東西に走り内幸町につながっていく特別区道千港147号、千港1号について、中高木や足元の植栽を組み合わせながら緑豊かな環境整備を行うとともに、整備した環境の活用検討も含めてウォークラブルなネットワーク形成を図っていきます。資料右側上段が完成のパーズでございます。2事業と申しましたけど、A、B地区の2事業で調和の取れたファサードデザインにしていくとともに、右下段のとおり、内部空間は地下鉄駅から下り立った空間として、外堀の滝の継承など、歴史を感じられるシンボリックな空間形成をしてまいります。

続きまして、6ページ目をご覧ください。都市再生特別地区の提案に伴い、地区計画について、本区及び港区で必要な内容を決定していく予定ですので、その内容でございます。左下に地区施設の配置、規模がございます。道路、その他公共空地として必要な部分を位置づけていくといった形でございます。区画道路、先ほどの駅まち一体の駅前広場や交通広場、その他歩道状空地、貫通通路等を整備していく予定でございます。

続きまして、7ページ目をご覧ください。左側、地区計画に定める壁面位置の制限でございます。内容は記載のとおりでございます。併せて右側が第一種市街再開発事業も併せて都市計画決定していきますので、その概要でございます。

最後に、資料7ページの左下の今後のスケジュールでございます。こちら、今月26日の千代田区都市計画審議会に報告した後、4月以降、16条の説明会等を実施して、その後、素案の公告・縦覧、案の公告・縦覧、意見書の提出期間を踏まえ、千代田区都市計画審議会に審議いただいて、内閣府によって認定、決定していくという流れでございます。

説明は以上でございます。

○桜井委員長 はい。ご説明いただきました。この件についてご質疑はございますか。

○小林委員 7ページにもあるんですけども、街路樹・植樹帯整備による緑陰空間の拡大や舗装の工夫によるヒートアイランド現象の対応等の環境配慮を図るというようなところで、環境とこれ、ヒートアイランドというのは非常に大切なところで、ここの部分も熱供給系は検討義務になっていると思うんです。大丸有で地域冷暖房をやっていますよね。ここでも地域冷暖房をやっているはずなんですけど、その報告が今ここではなされていないので、どのように、ここのエリアは狭くても、どのような地域冷暖房のシステムで、どのようになっているのか、なっていくのか。ここだけなのか。その辺の説明、概要説明をしていただきますか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 地域冷暖房については、この地区も当然導入をしていく予定で考えてございまして、そのほか、ちょっとエネルギーの関係でございますと、建物への、そうですね、制御の関係、あるいは建物の複層ガラスの採用とか、そういったものも含めて、トータルで環境配慮というか、熱対策等も含めて、エネルギー対策も含めてやっていく予定でございます。

○桜井委員長 まだやっていないんだ。

○小林委員 やっていない。

委員長。

○桜井委員長 はい。小林委員。

○小林委員 これはここ、ここのところって、地域冷暖房は入っていないんですか。要するに大丸有みたく、全部入っているじゃないですか、面的に。ここは、ここも街区としてはそんな大きくないんですけども、入れるはずなんですよ。これは義務化されているので。だから、その辺の、これからやるのか、今やっているのが増えていくのか。それで熱供給はどういうふうにするのか。その辺ってどうなっているんですか。

○齋藤翹町地域まちづくり担当課長 現状はなくて、これは地区内のみで対応していくという予定でございます。

○桜井委員長 まだ面じゃないんだね。

ほかに。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、この件については終了いたします。

以上で、日程2、報告事項は全て終了いたしました。

次に、日程3、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 なし。

執行機関からありますか。

○村田道路公園課長 それでは、神田橋公園改修工事につきまして、口頭にて報告させていただきます。

本件は、第1回定例会の当初議案として議案提出できるよう進めていた入札が不調に終わったことを受け、工期の遅れを生じさせないように不落随契で対応することとし、先日急施議案として提出させていただき、本日の企画総務委員会にて審査いただいたところでございます。

なお、契約金額は6億6,000万円、契約の相手方は株式会社富士植木となっております。

ご報告は以上となります。

○桜井委員長 はい。その他で、執行機関から、ほかにありますか。

○吉田地域まちづくり課長 神保町のまちづくりについて、口頭で報告させていただきます。

先週、委員の皆様にご報告していただいたとおり、明日17日の午前10時から第4回神保町まちづくり協議会を開催いたします。これまで第1回、第2回、第3回と議論を行ってきました神保町におけるまちづくりのルールである街並み再生方針の素案について、共有、そして議論を行って、そして翌週3月26日の都市計画審議会にて、そちらについても報告させていただきます。また、年度は明けてしまうんですが、来年度のなるべく早いうちに、その街並み再生方針についてパブリックコメントを行いたいと思っておりますので、その前には本委員会にて内容について共有させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○桜井委員長 はい。ご報告を頂きました。今、執行機関のほうから報告を頂戴したけど、委員の皆さんから、その件についてのご質疑だとかはよろしいですか。

いい。

○小林委員 別件。

○桜井委員長 別件で。はい。小林委員、どうぞ。

○小林委員 道路公園課長が出てきたんでちょっと思い出したんですけども、御茶ノ水駅の、JR御茶ノ水駅のひさし——あ、日よけ。失礼しました。ひさしじゃない。日よけが何かどうやらできてきているんですけど、あれはいつ運用開始になるのか。その辺の概要をちょっと説明いただけないでしょうか。

○村田道路公園課長 御茶ノ水駅前の日よけにつきましては、先週骨組みが立ちまして、本日の夜、残工事が終わりました。柱の周りを囲ってある囲いを取るという予定になってございます。ただ、これから夏場の本格運用に向けて、構造的な確認だとか、あとは屋根を閉めたり開けたりという運用の確認だとか、そういったところを暑くなる前に行った上

で、問題ないという確認が得られましたら、暑くなる時期に向けて本格運用していくという流れで考えてございます。

○小林委員 当分やらない。いつ頃から。確認ができるんですかね。○村田道路公園課長 そうですね。最近の気候の状況を見ますと、5月、6月ぐらいにはもう暑くなってくるというところでございますので、そのときには本格運用できるというような目標感で進めていきたいというふうに考えてございます。

○桜井委員長 はい。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。最後に、日程4です。

○榊原景観・都市計画課長 委員長。すみません、もう一件よろしいでしょうか。

○桜井委員長 えっ。失礼しました。まだ。

景観・都市計画課長。

○榊原景観・都市計画課長 それでは、次回の都市計画審議会の開催につきまして、口頭でご報告をいたします。今年度第4回の都市計画審議会は3月26日に開催をいたします。議題は審議案件が1件、報告案件が4件です。

内容につきまして、まず新規案件は、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第64号の変更についてです。こちらについては前回の審議会で報告を行った案件となっております。

続いて報告事項です。こちらについて、1件目が和泉公園及び第4種中高層階住居専用地区の変更について、こちらは和泉小学校といずみこども園施設と和泉公園の一体的整備に関する内容です。2件目が、本日ご報告がありました霞が関・虎ノ門地区のまちづくりについて。3件目も、本日口頭報告がございました神保町地域のまちづくりについて。4件目は二番町地区のまちづくりについてです。

ご説明は以上です。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。

よろしいですね。

今の件。はい、小林委員。

○小林委員 都市計画審議会にも座長にお願いはしているんですけど、都市計画決定した後の再開発の状況の報告をしていただけたということになっていたんですけども、今回はなされないということですか。していただくということになっていたということなんで、その辺のめどというのはどんな感じでしょうか。

○榊原景観・都市計画課長 今おっしゃっていただいたのは、個別の案件に関する報告ということでよろしいですか。

○小林委員 都市計画決定をした再開発の地域。

○桜井委員長 ちょっとごめんなさいね。先ほど座長とおっしゃったけど、座長というのは都市計画審議会の座長に、小林さんが直接依頼をしたの。

○小林委員 そうです。質問した。そしたら、答弁の中で、座長の、私が都市計画審議会ですらで質問して、座長が、そういうことならということで事務局のほうに振って、報告してくれということ座長がお願いしていたはずなんですけれども、それがどうなりましたかと聞いている。

○加島まちづくり担当部長 それぞれ案件ごとで状況が違うだとか、例えば組合設立だとか権利変換だとか、そこら辺に関して、どの地域をご報告すればいいかとかというところがありますので、ちょっとそこは慎重にやっていく必要がありますということで、私、答弁をさせていただいたと思っております。

どこの地域を報告して、どこの地域を報告しないという形になると、何かちょっとあれなので、例えば当委員会にもご報告している、今こういう状況ですと、あの表みたいなのは説明はできるんですけど、じゃあ、ここのこの地域だけ取って何か説明するというのは、ちょっと我々としてはなかなか難しいなというところなので、逆に各都市計画審議会の開催のときに、あの地域はどうなっているんだとかというご質問を頂いたほうが、報告、説明がしやすいかなというふうに思っています。

次回の、実は、都市計画審議会は結構案件が多いので、ちょっと報告したとしても、どのくらいできるかというのがあるので、ご発言していただいて、じゃあ次回という話になるかもしれませんが、そこら辺はご了承ください。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 それでは、最後に、日程4、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども委員会が開会できるように議長に申し入れたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、環境まちづくり委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後2時37分閉会